中世獨逸村落に於ける土地所有の關係

村松恒一郎

、序論、研究の方法。

二、古き移住村落の歴史的連續。

三、村落所屬の土地の性質上の區分。

四、村境とその本質、土地所有の基礎としての Zwing und Bann.

五、Allmende 心森。

、個別用益地、耕地と秣地の

七、結語。

て再び同じ問題に關して活潑な論爭が鬪はされた、Meitzen, Hildebrand, Wittich, Erhardt, Kötzschke 及び Ra-「古代獨逸民族の農業關係については、ゲルマン的考古學の存在する限り爭論が行はれ、そして恰も過去十年に於 中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松) 101

問題に關して、寧ろ以前にも增して意見の一致から遠去かつて了つたやうに思はれる。」 約一世代前に Johannes 問題中の法律學的並びに經濟學的な二つの根本點、土地所有問題及びゲルマン人の經濟的生活に對する農業の意義 等が夫々異なつた見地からこの問題を究明した、しかもその結果たるや、今日百年に餘る論爭の後に、 吾々は

の總決算的任務を帶びた勞作の後にも、吾々は任意に Rübel, Varrentrapp, Schotte, Ilgen, Haff, Weimann, 四年に時を同ふして現はれた Hoops 並びに Max Weber の共に卓越した、ある意味に於てこれに先だつ一世代の論爭(註:) の發したこの嘆聲は今日に於てもそのまゝ、否恐らくはより大なる程度に於て、妥當するのである。 千九百

schmann, Wopfner, Stäbler, Dopsch 等の名を擧げて、この問題の上に常に附け加へられる新しい方法新しい知識と 代に於て村落團體の森林牧地の總有、及び亦耕地の上に及ぼされた團體的上級所有權の間限の存在せること、 共に、二つの立場の乖離が、郎一方では原始ゲルマン時代に個別所有權を否定し、これに續く民族移動、 フランク時

態に於ては、この時代を羅馬時代と稱するのが更に適當であらう、) に何等かの團體的な統制を伴ふ總有關係の存在 つた時代を指すのであり、今日發掘的並びに言語的研究の進步によつて原始時代に關する知識が次第に過去に遡る狀 の論こゝに云ふ原始時代は Dopsch の「所謂原始時代」で、古羅馬の文獻が始めてゲルマン民族の面影を傳へるに至

並びに

Feldgemeinschaft

の制度の存在せることを認める立場と、これに反して原始時代

せる事を否定し、 森林牧地の用益權は當時旣に成立せる個別所有權の附隨物 (Pertinenz) に過ぎず、 無主の地が何等 く時代

の統制の下に立つことなく各個人によつて自由に用益せられた狀態に過ぎずとして、原始時代並びに之れに續

.既に個別所有の制度の成立せることを主張し、その反面に於て村落傳體の存在、從て又共同耕作制度の存在を否認

史料の上に今一度の再吟味を加ふる事を餘儀なくせしめられてをる。 出來る。加ふるに獨特の比較法制史的立場に立つて兩者の間に獨立的に介在する Ernst Mayer並びに豐富な地方誌(#語) 判を首めとして、彼に向つて新に論陣を張る者に Haff, Keutgen, v. Schwerin, Kotzschke等々の名を擧げることが 文獻の讀み取り方にも屢"親切愼重を缺く研究の態度等に飽き足らない學者と雖も、 に異常の刺激を與へ、彼の寧ろ廣くして淺い研究の方法、その通說打破に急であつて屢゛穩煡を失し、利用する各個 古學の研究業績を利用して通説並びにその基礎たる各個史料を再吟味する新しい方法の採用と相俟つて、それは學界 通説打破の叫びを擧げるに及んで、その行論の大規模なると、亦最近殊に盛となつた地方誌的研究、 畃 る論爭の中心となる。旣に吾々は Dopsch の宿敵たる Juristen の總帥 U. Stutz の少からぬ興奮を藏する總括的批 百十八年―二十三年(第一卷再版)の「歐洲文化發展の經濟的社會的基礎」に至るまで卷を追ふに隨つて益々肉迫 しやうとする立場との乖離が益々大を加へるのを見ることが出來る。殊にウィーン大學の敎授 Dopsch が(世四) 知識 |の上に基いて極めて獨創的な土地所有權史論を發表した Victor Ernst 等を併せ考へるならば、 並びに Tevenin 等の衣鉢を受けて干九百十二年—十三年の「カロリンガー時代の經濟的發展」より干九 その結果として今や再びこの舊い問題が灼熱せ 猶彼等の學說、その據つて立つ 殊には發掘 そこに舊態依 的考

Hoops; Waldbäume und Kulturpflunzen, 1905, S. 484.

然たる兩派の不一致と論陣の以前にも增した擴大とが容易に想見せるゝであらう。

eigentums. (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. III. Folge. Band 19. 1900.) を豫照すらるスポよら。 これらの論争の内容については例へば次に舉ぐる Max Weber の論文或は、Rachfahl, F.; Zur Geschichte des Grund-

世獨逸村落に於ける土地所有の關係

(村松)

淵川 Hoops, ibd.

Weber, M.; Das Streit um den C'arakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts. 1905. (Gesammelte Aufsätze zur Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. S. 508—556.)

规털 Rübel; Die Franken, ihr Eroberungs-und Siedelungssystem im deutschen Volkslande. 1904.

Varrentrapp; Rechtsgeschichte und Recht der gemeinen Marken in Hessen, Bd. I, 1909.

Schotte; Studien zur Geschichte der westfälischen Mark und Markgenossenschaft. 1908. (Münsterische Beitr. zur Geschichtsforschung. 29 heft. 1908.)

Ilgen; Zum Siedelungswesen in Klevischen. (Westdeutsche Zeitschrift. 29 Bd. 1910, 1 ff.)

Haff; Markgenossenschaft und Stadtgemeinde in Westfalen. (Viert. Jahrschr. für Soz.-und Wirtschaftsgesch. VIII Bd. 1910.)

Weimann; Mark- und Walderbengenossenschaften des Niederrheins. (Gierkes Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte. 106 hft. 1911.)

Fleischmann; Altgermanische und altrömische Agrarverhältnisse in ihren Beziehungen und Gegensätzen. 1903.

Wopfner; Beiträge zur Geschichte der älteren Markgenossenschaft (Mitt. des Instit. für öst. Geschichtsforsch. XXXIII. XXXIV.)

Stäbler; Zum Streit über die ältere deutsche Markgenossenschaft. (Neues Archiv für ältere deutsche Geschichtsforschung. 1914.)

Dopsch; Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung. 2 Bde. 1918—1923.

Ders.; Die Wirtschaftentwicklung der Karolingerzeit 2. Ede. 1912-1913.

繼州 Stutz; A'fons Dopsch und die deutsche Rechtsgeschichte. (Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte. 46. Ger. Abt. XV. 1926, S. 331—359.)

Haff; Zur Geschichte des germanischen Grundeigentums. (Ebenda, Bd. XLIX, 1929. S. 433 ff.)

Keutgen; Dopsch, Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung. (Jahrb. f. Nationalökonomie u. Statistik Bd. 115, 1920. S. 350. ff.)

Schwerin; Wirtschaftliche u. soziale Grund!agen der europäischen Ku'turentwicklung. (Zeitschr. f. die gesamte Staatswissenschaft Bd. 80' S. 701 ff.)

Kötzschke: Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. 1924. S. 73ff. u. 215 ff.

者共に深く反省すべき問題であると思はれる。 針目體への反省へと音々の眼を轉ぜざるを得ざらしめるやうに思はれる。それは相争ふ丽者に共通の問題であり、兩る批評と反對批評との交換以上に、より根本的な考察へと導き、この問題に對する吾々の研究の態度自身、研究の方全く別の點にある。即以上に述べて來たやうな一世紀年に餘る激しい論争と意見の不一致は今や必然に吾々を、單な處ではない、それには他日の機會が充分な用意と餘暇とを與へてくれるであらう、以下の論文が差當つて目指す處はさてこれ等の學者に任してその論陣に列なり、彼等の論する處を紹介し批判するのは、売當つて自分の目的とする

発展せらるゝがよい。 数に、なっている。 数では、Wopfner; Beiträge zur Geschichte der älteren Markgenossenschaft. 巻を表した。 数を表した。これが、ない、新しい部分のそれに就ては、Wopfner; Beiträge zur Geschichte der älteren Markgenossenschaft. 巻を表した。

かゝ 地位を讓つてをつた。否、そこでは國家の力によつて普く個人の福利を保護しやうとする個人主義的官僚國家の理想 旣に自由主義的な個人主義の理想はその反動として起り、佛蘭西の帝政國家を模範と仰ぐ近代的な官僚國家のそれに 孤立した莊宅(Einzelhöfe)に住む農夫であつた、卽當時將に全歐洲を風靡しやうとし始めてゐたあの個人主義的思想 に大なる影響と感化とを與へたオスナブルックの愛國者 Möser にとつては、原始的ゲルマン人は獨立不羈な、 をば思想的に培ひ、從つて彼と共にシュトルム・ウンド・ドラング時代の中から實を結むで來る新しい獨逸文化の上 物の見方、考へ方、從つて問題に對する研究者の態度の上に極めて特性的な推移が示されてをる。若き日の(誰こ) ては吾々の判斷自體が多かれ少がれ影響されることを考へねばならぬ。かりに先づ吾々の眼をあの 及ぶ夥しい史料の上に彼の大著を著はし、ゲルマン國家の基礎構築、 に向つての思潮的轉向が將に始まらうとしてをつた。このやうな環境の中にあつて Maurer は原始時代から現在に が彼の鄕土史の上にも濃厚な時代的色彩を賦與してをるのである。しかるに Maurer の勞作の現はれた時代には、 百年の吾々の問題研究の第一期に放つて見るがよい、そこには當時に於ける一般的な人世觀社會觀の變遷と相應じて、 の「オスナブルック史」(一七六八年)から始まつて G. L. v. Maurer の大著(一八五四年—一八七一年)に終る約 例へば第一に吾々は吾々をめぐる社會的思潮、その中に吾々が住む思想的背景によつて吾々の注意の焦點が、 國家權力の存在とその組織とを各個人の平等の福利なる唯一の基礎の上に建て直さうとする社會主義的なそれ 村落、 莊宅、 都市等の法制をば、 Justus Möser 何よりも先づ Goethe 万に

團體と、

Markgenossenschaftの成立並びにその經濟的意義が明らかに把握せられる。彼の說は十九世紀の七十年代以後に於

體員全體の福利のために全體が行ふ統制との様相の下に描き出す。

彼によつて始めて土地總有的村落團體

學說は、その基礎の一半を彼の著書に負ふてをるのである、彼の最古の移住村落に關する研究は、全く異なつた領域 周知のやうに近代社會主義の歴史的社會觀の出發點に關する學說、原始的村落を共產的な氏族團體として考へるあ 起原」に關する著書の根本材料となつた、この最後の著書の影響と感化とは恐らく彼の僚友 Marxの主著のそれに比 から出發した Morgan の「古代社會」(一八七七年)と相俟つて Friedlich Engels の「家族、 村落團體說を認容する「法制史の教科書はとりも直さず共産主義的學說の信奉者によつて著はされたのであつた」と $_{
m Dopsch}$ やうにそれは就中 Fustel de Conlanges の「歴史的諸問題の研究」(一八八五年)によつて始められ、先に述べた 說に對してその科學的基礎を再吟味し、Maurer の村落團體のやうな氏族的團體の原始的存在を否定する。 今や社會主義にまで强調された自由主義的合理主義に對する新しい反動思潮、 するも劣らぬものがあらう。しかし乍ら恰も彼 Maurer が自ら自覺せずして當時の社會主義的思潮に合流したやうに、 ては學界からは寧ろ閑却され勝ちであつた、 しい保守的な世界觀が、 いふやうな言辭はこの思潮的葛藤の偶々なる現はれに他ならない。 の如きも同じ流れに屬してをるのである。後者の著書に散見する學問的には極めて穩當を缺く言辭、例へば 再び學界を指導するやうになつて來るのは必然であつた。それは最古の社會形式に關する學 しかも彼の著書は他の方面に於て限りなく大きな感化力を及ぼした、即 具體的にいへば七十年代から起つた新 私有制度並びに國家の 知らる」

盐 | Möser, J.; Osnabrückische Geschichte 2 Teile, 1768.

Maurer, G. L. v.; Einleitung zur Geschichte der Mark-, Hof-, Dorf- und Stadtverfassung und der öffentlichen Gewalt.

-世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

中

Ders; Geschichte der Markenverfassung in Deutschland. 1856

Ders.; Geschichte der Fronhöfe, der Bauernhöfe und der Hofverfassung in Deutschland. 4 Bde. 1862—1863.

Ders.; Geschichte der Dorfverfassung in Deutschland. 2 Bde. 1865—1866

註二 Dopsch; Grundlagen. 1, S.

的思索がかゝる影響から出來得る限り獨立なるべき事を真に悟ることによつて、吾々は亦過去に於ける論爭の紛糾に その性質上とりも直さず出來得る限り客觀的な知識を以てそれらの目的のために基礎と資料とを供給することに他な 水、强い意思的立場の必要の説かるゝのは當然である、しかし乍ら新しい時代の建設に科學が寄與し得る唯一の道は 激しく反對せらるべきである。新しい社會と世界との建設が最大の關心事である現在の思想界に於て現實反應性の要 己のために保留すべきは言を俟たない、この點に於て Journalism と科學とを混同し、あらゆる精神活動に於ける强 來得る限りの統一を見出すことが出來るであらう。 み出された前提や成心から導かれたものと、 對しても一つの立場を取ることが出來るであらう、 らない。 き現實反應性への要求、 科學的思索が科學として立つ限りこのやうな他方からの影響を出來得る限り排除して、 さてこのやうな一般的思想の科學的思索の上に及ぼす影響の前に立つて吾々は何を反省すべきであらうか。 一方に吾々が科學的思索も亦大たる程度に於て一般的思潮の影響の下に立つことを知り、 明らかなる意思と目標の必要、 眞に科學的な成果とを區別し、 このやうな立場は注目すべきことには既に前述した第三の思潮か 吾々はそれ等の多くのものゝ中から、單に一般的思潮によつて生 明確な旗じるしの必要を過度に强調し誇張する最近の風潮 それによつてこのやうな紛糾 出來得る限りの客觀性を自 他方にしかも科學 # から出

allmend, on ferait bien d'établir leur date et leur origine" 「これ等の通説が何處にその起原を有するかを明 寧ろあの思想的傾向の中から酌み出されてをるのである。」しかもこれらの Fustel, Dopsch 自身佛國傳來の啓蒙主義(誰) 想家」が性急に一定の前提や成心から學說を「構成する」ことに反對し、先づ根本史料に立返つてそこから著實な步 が唯々經濟的合理性の見地から共同耕作の制度を直ちに莊園制度の產物として論定しやうとするあの考へ方の如きは 理的解釋に傾き、屢"史料の中に彼等自身の前提的な持說を讀み込むの弊あることは疑ひ得ない事實である。Dopsch 的な合理的思索の風潮によつて屢,大に影響されてをりはせぬであらうか。彼等が史料の取扱方に於て屢,餘りに合 から吾々を解放することが出來るであらう。蒞し様々な學說の具體的前提は史料それ自體の中に橫はつてをるよりは にすることによつて、吾々は恐らく亦それ等を正しく評價し、そして亦根本的史料に復歸することによつて、それ等 みを踏み出すべきことを主張する。,, Avant de construire tout un beau système sur les ccmmunaux, le mir, les ら自らに生れ出でたものであつた、それはその保守的な思想に相應しく、脚下を見ずして前方にのみ目標を獵る「思

Politiques." Bd. 124. 145 f.) Les Germains Connaissaient-ils la propriété des terrer? (Séances et travaux de l'Académie des Sciences Morales

かにその好例であらう。

[] Dopsch; Grundlagen. 1. S. 49-50.

隷民との間に、 ること、從つてそれは自由農民の社會から自然的に發生し、成立した制度とは考へ得られず、寧ろ莊園領主と彼等の不自由な ibd. S. 84. そこで Dopsch は Fleischmann と共に共同耕作の制度が農業經營の見地から見て極めて不合理的なものであ 上からの强制によつて始めて成立し得た強制的人為的な制度であつたと考ふべきことを主張する。しかし乍ら、

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報

經濟學研究

自然的な制度と考へられてをつたやうな例は、 今日の吾々から見て極めて不合理的と見へるやうな制皮であつても、過去の時代の人々から見れば當然なこと、 制度とその經營上に及した様々な團體的制限や統制とを考へて見るがよい。 他にも決して珍らしいことではない。 例へばあの商工業の方面に於けるギルド 否寧ろ自明な

吾の方法的反省をその第二段へと導いて行く。吾々が單に消極的に吾々自身の研究を外部からの思想的影響から守り、 又從來の學說の中からかゝるものを擇び除く以上に、積極的に論爭の解決へと何等かの寄與をなさうとする限り、そ れてをるのであれば、第二第三等の問題は勿論始めから起らぬであらう。 缺を補ふ事が許さるべきであるのであらうか。もし吾々に原始時代並びにフランク時代に關する史料が充分に與へら が嘗て大に行つたやうに、現在猶世界の隅々に残る未閒民族の社會制度に關する民俗學的知識をも援用して、史料の を着けたやうに、更に後代の史料をも援用すべきものであるのであらうか、進むでは所謂社會學的な立場をとる學者 めて僅に吾々に殘して置いてくれた史料に限らるべきものなのであるか、或は嘗て Maurer の足下から直ちに湧いて來る、何を吾々は根本史料の中に數へるのであるか、それは原始時代及びフランク時代が極 の第一の道は先づ根本史料の今一度の研討吟味に存する事は疑ひのない處である。しかし乍ら問題はこのやうな命題 しかし乍ら根本史料への復歸の提唱に關する限り、それは充分に吾々の反省に値ひする要求である。それは自ら吾 しかも Dopsch の證言にも拘らずこれ等ゲ があれ程の大規模で手

らるべきことは、これに對する學者の種々な異議にも拘らず、旣に一般に認められてをる所である、しかも忠實にこ

が吾人に殘したあの原始ゲルマン人に關する報告が信賴するに足る資料として先づ第一に尊重

世

Cäser, Tacitus

ルマン古代に對する「より舊い、より時代的に近い性質をもつ認識資料」は決して充分には存在しないのである。今(註1)

猶說いて詳ならざる所が甚だ多い。Tacitus の「ゲルマニア誌」に至つてはその用語の曖昧と敍述の不足とが、あら から酌み出し得ない、Cäserの「ガリア戰記」中の記事は彼の明確な頭腦、銳利な觀察限を示すに充分ではあるが、 より小なる團體、しかも定住性の增加の結果として地域的基礎に一層依存する村落團體 Markgenossenschaft を單位として分けられるのであるか、或は通說が解するやうにこの時代には旣に gau 團體の統制的單位が分解して(註三) se partiuntur「彼等の間に分けられる」とは、Cäser の所謂 gentes cognationesque hominum か、それは cäser の所謂 magistratus ac principes によつて率ひられる百人組團體 gau 團體であり、從つて inter をとつて見ても、周知の難點 in vices については云はずもがな、ab universis「全體によつて」とは何を意味するの ゆる異なつた解釋を學者に許すやうにさへ思はれる。例へば唯有名な第二十六章の れ等の文獻を利用する學者の何人もが知るやうに、最後に吾々は多くの不決定と推斷とを伴ふ解釋以上に多くをそこ norum の genealogiae の規定、Lex Salica の de migrantibus の規定、Edict Chilperich の土地相積順位に關す 解釋にも伴ふ不決定性とが附隨してゐる。これに續くその他の舊き史料、例へば、村境爭ひに關する 族の個別的所有の關係が成立すると解すべきであるのであるか、一語一語に異なつた解釋の可能性と、從つて何れの 度々割換へを行ふ總有的關係を意味するのであるか、或は occupatio の際一囘丈の割宛てを意味し、その後は各家 地割宛ての當事者であり、從つて inter se とは村落團體內の各家族を意味するのであるか、更に partiuntur とは る規定等についても、 universis in vices (vicem) occupantur, quos mox inter se secundum dignationem partiuntur.....の一節丈 何れもそれについて夫々異なつた解釋が行はれ、論爭の種子となつてをる。それ等の史料は、(註2) agri pro uumero cultorum ab 血族的な氏の團體 Lex Alama-が 土

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報

經濟學研究

彼の云 び技術的基礎、例へば耕地の性狀等について吾々に教ふる所多いとはいへ、それ以上に法制史的見地にとつては勿論 經濟史的見地にとつても更により重要な問題、 bäume und Kulturpflanzen"を編み上げた ふ程でない事は彼の著書自ら之れを證明してゐる。 Hoops 自ら認むるやうに、それ等の業績は當時の農業の個 即當時の農業村落の法律的制度・社會的組織については多くを教へす、 既に一層の獨創性を以て同種の資料の上に名著 々の技術及 Wald-

亦教

へ得べくもないのである。例へば舊羅馬國境附近のゲルマン移住地について、新村落の側らに羅馬時代或は更に

のも 踏襲せられた事を證明するものではない。 前提に立脚して、 を吾々に敎へるとはいへ、決して村落自體の繼續、 先史時代の移住地の遺跡が見出されるといふ事は、 制度では恐らくなかつたであらう。 吾々は先第一に後期羅馬の制度文物との比較から原始ゲルマン時代の文獻を解釋せざる可らずとす 踏襲されたものは死物なる地表廢墟等であつて、 既にこのやうな村自體の踏襲と連續との前提が疑はしいとすれば、 即羅馬時代の社會制度・村落組織等が直ちにゲルマン人によつて 新舊村落敷地の地理的連續、從つて彼等の利用する土地 人間の社會並びにそれら の性狀等 かしる

の大なる事は疑ひなしとしても、 猶それは \mathbf{Dopsch} の主張するやうに「中世前期文化の下層構築に關する科學的認

の新しい立場自らも必然に動揺せざるを得ない。先史學・考古學及びパピルス研究等が新に寄與した貢獻

識の新しき礎石を與ふる」には甚だ足りぬものといはねばならぬ。

H 1 Dopsch: Grundlagen. 1. S. 51.

描口 Cäser の記論せららいせ続き、Otto Schultz; Über die wirt. u. pol. Verhältnisse d. Germanen zur Zeit Cäsers. (Klio, XI 1911 S. 48 年) お検証せんのスキュミ。 "Cäsers Berichte sind unbedingt bindend, weil er Augenzeuge, wissenschaftlich interessiert und……von höchster inteligenz……war." から想 Ed. Norden; Die germanischen Urgeschichte (1920) S. 84ff. 物語。

Tacitus とうらいせ K. Müllenhoff; Deutsche Altertumskunde IV. (1900), Ed. Norden; Die germanischen Urgeschichte in Tacitus Germania (1920) や機器。 蒸産軸塞漂縄セントせ Kulischer, J.; Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, 1. S. 8—9. Kötzschke; Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 67, S. 69. 像器。

Hill Ernst; Die Entstehung des deutschen Grundeigentums 1926. S. 10 f.

温目 医くせ Ku ischer, J.; Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. 1928. S. 23-25. み物監立いのへだべい。

删用 Hoops, J.; Waldblume und Kulturpflanzen. 1905. S. 484.

ដ长 Stutz; A'fons Dopsch und die Deutsche Rechtsgeschichte. (Zeitschr. für Rechtsgeschichte. 46. ger. Abt.) S. 340. 検託。

温中 Dopsch; Grundlagen. 1. S. 51.

唯々いはと準備的な表象、しかもそれによつてのみ直接史料の解釋が可能となり得るやうな重要さをもつ準備的表象第三の史料は如何なる貢獻をなし得るであらうか、蓋しこれ等の種類の史料はもとより直接の史料としてではなく、の如き礎石、解釋の際に吾々を違く何等かの準備的表象が必要不可缺であるとすれば、之れに對して前述した第二それ等を利用し解釋する上に充分の礎石を與へ得ぬとすれば、しかも同時にか」る史料の乏しい事によつて恰もかくかく原始ゲルマン時代に對する第一史料が甚だ乏しいのみならす曖昧不明確であり、先史學、考古學等の業績も亦

二 二 六

あり、 權を行使し、 する民俗學的知識は原始ゲルマン制度の理解、 從來の學者が行つたやうに、兩制度の類似から類推法によつて、一の制度に存する所を以て他の制度に存せざるもの、 うな場合に、このやうな差別の生じ來つた所以を更につきつめて考察する機緣を吾々に與ふる點に存するのである。 していへば、時代と民族とを異にし、從つてその土臺を全然異にする二つの制度を比較する效用は、 等の史料の性質、それが利用さるべき正しき方法、從つて從來の利用法の誤謬は今日旣に學界一般の普く認むる處で 未開民族に關する民俗學的知識については、今日旣に、これが爲めに多くを論ずる必要はないであらう。 の土臺としてのみ役立ち得るものなることは始めから論を俟たぬからである。それ等の中第三種の史料、 はねばならぬ、それは木と竹との類似から、進むで木に竹をついで顧みざるに等しい誤謬である。現存未開民族に關 或は存しても猶知られざる所のものを手輕に補完するといふやうなやり方は、全くこの間の關係を逆解するものとい しかもその中のある點が一に存して他に存せず、或は兩者に存しつゝもある特殊點に於て異なる特徴を示すといふや つて得られる兩者の特異點が吾々に研究の問題と機緣とを與ふる點に存するのである。 世代以前に社會學・經濟學等々の領域を風靡し、惹いては經濟史、ある程度まで法制史の領域に於ても大なる發言 かゝる立場をとる學説は常に益々大なる加速度をもつて吾々の視野から影を沒しつゝある現況である。一言に 今日に於ても社會主義的な文獻が猶この時代遲れの考へ方に少からざる執着を示してをるとはいへ、之 その直接史料の解釋の「礎石」となるには適當でない。 兩制度が互に類似しながら、 か」る比較によ 即現存する

M.; Das Streit um den Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten

Jahrzehnts, 1905. (Gesammelte Aufsätze) S. 516—517. 参照。

である。」 しかも吾々はこの派の人々のこのやうな判斷の中には、彼等の啓蒙主義的合理主義的な根本傾向に煩はさ から得られた觀察や、 後期中世の史料、就中所謂 Weistümer に基けて、或は更に科學的訓練を缺く爲政の實際家によつて十八世紀の狀態 じくこれに反對する。「二十世紀の今日吾々が西歐文化の基礎構築、紀元一世紀より六世紀に至る事件の經過をば、 れた、現實に對する重大な看過と偏見とがひそむでをるやうに思ふものである。紊し法律制度殊に土地に關するそれ して前記の引用句に於て Dopsch が暗に指し示す v. Maurer のやうな實際家こそ、その長い間の經驗から、 の如きは甚しく持久性を有するものであつて、屢;最古の狀態又はその遺物が遙か後代まで存續し得るのである。 の史料、 即後代の史料の利用についても、 十九世紀の土地測量家が現在から引き出す觀察等の上に基けて、判斷するのは許されざること Fustel-Dopsch の立場をとる學者は第三種のそれに對すると同 このや そ

偶偶その時期にかゝる制度が記錄さるゝ機會を得たてふ全く偶然の事情によつて左右せらるゝものであることを知つ 地で發見された土地割宛制度をば、輕々しく前代よりの遺物と考へて、これを Cäser, Tacitus 等が傳へる原始ゲル てをつたのである。もとよりかくいふ意味は後代の史料に基いて輕々しく前代の制度を建設構成し得るといふのでは マン社會に於ける私有制度不存在の事實と結びつけ、地を異にし事情を異にする各個の材料から性急に一般的な原始 この種の史料が大なる不評を買つた最大の原因は恰も、 あの村落團體說を唱へた第一期の學者達が當時偶

各

うな持續性の存在、惹いてはかゝる制度に關する文獻や史料が五百年前に日附されるか五百年後に日附されるかは、

的土地制度に關する學說を構成した事に存してをつた、その後の研究によつて例へば露西亞の Gehoferschaften のやうに一つ一つそれ等の材料の史料として不適當な事、 それ等が遙か後代の特殊事情に基 mir, 或は

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

地

く産物であることが明らかにされるにつれて、學說一般及び亦この種の史料一般の意義が大に疑問視さるゝやうにな

史料と照應し、乏しい前代の史料に示されるやうな狀態が、もと同根より成長した後代の社會・後代の法制へと存續 代に於て猶その地方に現實に存生した一體の社會組織・法律的制度を描き出して、しかる後にこれを残された前代の 代のそれの補足手段として利用するに非ずして、後代の史料は後代の史料としてこれを統一的に觀察し、そこから後 れ得るやうな特定の地方に對象を限り、しかも後代の事情から觀察される各個の史料をば斷片的に混合的に直ちに前 を原始時代のそれと混同した所に存するのである。それはいはゞ手續上の不備であり、それのみを以てしては直ちに つたのは當然の事であつた。しかし乍ら彼等の誤謬は各地の事情の性質や、その由來を充分に究めずして性急にこれ し成長し行く方向をそこから鵯取して、これに基いて、卽それを解釋の「礎石」として、前代の史料をば前代の史料と →る史料の利用一般を排斥する理由となすには猶足りない。もし以上に反して吾々が歴史的連續の明らかに證明

とするが如きは、學問的研究の精密さ・正確さの假面にかくれた淺薄な眼光の狹さを示すにすぎない、それはあらゆ の史料を再び活用場裡にもち來す新しい方法である。一旦の失敗に懲りて唯々最古の史料のみにその限を局限しやう 豐富な收獲を期待し得るのである。

して亦統一的に解釋するといふのであれば、それは方法的に極めて正しい行き方であり、

それは一旦の失敗に懲りて永らく放棄され顧慮の外に置かれてあつた豐富な後代

その結果に於ても恐らくは

長性に富む土地 る史料の觧釋・その理解に伴つてこれを嚮導すべき準備的表象の必然性を理解せぬ不見識にすぎぬ。 制度の如きに關する史料をば、 唯々その偶然的な記錄の時期に囚はれて取捨するとい 況んや持續的 ふが 如 きに至っ

ては、全く一つ一つの行為に常に合理的意識的な目的を考へずにはをられぬ底の啓蒙主義的合理主義の餘弊といはね

ばならない。(誰二)

盟 | Dopsch; Grundlagen 1, S. 50.

温川 Ernst, V.; Die Entstehung des deutschen Grundeigentums. 1926. S. 24-25. 機器®

Mayer, Ernst; Germanische Geschlechtsverbände und das Problem der Feldgemeinschaft. S. 31. (Zeitschr. für Rechtsgesch. Bd, 44, ger. Abt. 1924.) 物監。

円來るであらう。 中心とする研究、更には Victor Ernst がシュワーベン地方を中心として行へる研究等をその一例として舉げる事がある、例へば Karl Haff が主としてデーンマルクを中心としての研究、Ernst Mayer が主としてライン下流地方をこのやうな方法的立場が最近に至つて漸く磨界に散見し、大第に識者の容認を得つゝある事は大に喜ぶべき現象で

Haff; Dänische Gemeinderecht, 2 Bde. 1909.

Mayer, E.; Germanische Geschlechtsverbände und das Prob'em der Feldgemeinschaft. (Zeitschr. für Rechtsgeschichte 44, Ger. Abt. 1924.) Derselbe; Die Hundertschaft, insbesondere nach ostniederländischem Recht. (Zeitschr. für Rechtsgeschichte. 46, Ger. Abt. 1926.)

Ernst, V.; Die Entstehung des niederen Adels. 1916.

Derselbe; Mittelfreie. Ein Beitrag zur schwäbischen Standesgeschichte. 1920.

Derselbe; Entstehung d. deut. Grundeigentums. 1926.

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松) ニー九 自分が以下に逃ぶる處のものもかくの如き方法にもとづく試みの一端にすぎない。自分がこのやうな方向に注意を

何れについても大なる疑點が生するとはいへ、その一步手前までは彼は確實に吾々を導いて行く。このやうな事情か 土地の上に化體された symbolisch な史料に基く限り、殆んど確證的である。それは Mittelfreie, Niedere Adel に關 ける土地所有權の成立に關する新學說は、その根本命題、卽紀元三四世紀前には獨逸民族は猶定住を知らず、その後 向けるに至つた主たる機緣は前掲の Ernst の材料は Ernst の教ふる處に加へては主としてウュルテンベルグ領諸郡について編纂せられた同地方の郡誌である。 ら自分は先づ彼によつて教へらる」に便利な Schwaben する彼の研究についてもそのまゝ云はれ得る。一旦史料をはなれて彼が「建設的」結論を引かうとするや否や、その かゝる命題を彼が建設するためにその基礎として行つた獨逸村落の土地所有關係の分析に於ては、それが史料、 に至つて始めて移住村落の中から土地の個別的所有が成立するといふ命題に於て猶大なる疑點を含むでをる。しかも Ernst; Grundeigentum, besprochen von Karl August Eckhardt. Zeitschr: f. Rechtsgesch. 46, Ger. Abt. XV. 1926, の諸著との接觸であつた。彼がその最後の著書に於て展開する獨逸に於 の地方の村々について以下の敍述を行はうと思ふ。それ等 殊に

裁引 Wirtt. Oberantbeschreibuug. 64 Bde, darunter neu bearbeitet, Heibronn (1901—1903), Münsingen (1912), Tettmang (1915), Urach (1909), Riedlingen (1923).

解釋する鍵としやうとする吾々の目的には極めて好適の地方といはねばならぬ。蓋し Cäser, Tacitus が主として敍 争の下に行はれ、從來の羅馬的住民並びにその文化が大なる程度に破壞せられた事を證明するやうに思はれる、從て 述の對象とするゲルマニア奧地の好戰的大種族、 Sueben 族の大部は、紀元二百十三年以來周圍の爾餘の種族をも併 アレマンネンは寧ろ彼等の固有の習俗制度に從てそこに新移住部落を建設し得たものと考へ得られるのである。 せて Alemannen なる名稱の下に歴史の上に現はれ、約紀元二百六十年の頃、Cäser 以來一步一步ライン右岸のゲル ンネンの本據の地であり、從つてそこに得らるゝ後代の村落組織の知識を以て Cäser, Tacitus に始まる古き史料を この事件に關する僅少な史料、考古學的遺物、就中從前 Limes に駐屯した羅馬軍團の消滅等はこの侵入が激烈な戰 イン、ドナウの上流との中間領域、所謂 Dekumatenland に侵入し、これを長く彼等の領土とするに至つたのである。 マン族の地を征服した羅馬帝國が新に國境の守りとして築造した萬里の長城、所謂 Limes を突破して、Limes とラ 吾 々が研究の對象とするシ " ワーベンの地方は、紀元三世紀以來現在に至るまで原始ゲルマン族中の一主族アレマ

註 Karl Weller; Die Ansiedlungsgeschichte des Württenbergischen Frankens rechts des Neckers. Württ, vierteljahrsheft. Ernst; Grundeigentum, S. 14

3 (1894) S. 24. これに反對するもの、Dopsch; Grundlagen, 12.S. 259-268

著くは數個の團體を基礎として密集的に行はれた事を推測せしむるに 止まつ てを る。 (註二) も彼等が概ね旣に先住の民族の住居した遺跡の上に主として新移住地を定めたらしいこと、(註)) もとよりかゝる移住が如何なる形式の下に行はれたかについては吾々は今日何等知る處がない、考古學の敎ふる處 Cäser, Tacitus 並びに彼等の の教ふる處 移住地 が一

r þ

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報

經濟學研究

によればかゝる團體は氏族團體であり、そして他方吾々がアレマンネン族に ついて 有する 最古の史料、 即八世紀の

主體として取扱はれてをることを參照する時、ここに所謂團體が氏族的なそれであることは略ぼ疑ひなしに推測し(注三) Lex Alamanorum (726) の規定に於て、猶同樣に氏族團體 (genealogiae) が移住地の關係について決定的な權利

得

羅馬軍團が Kaiser Julian の指揮の下に再び Dekumatenland を侵略した事件に關する羅馬の史家 る處である。彼等が侵入後幾何もなくして新移住地に定着するに至つた事情は、 四世紀の中葉 (紀元三百五十七年) Ammianus

記事によつてこれを推測する事が出來る。即アミアンによれば羅馬人は家畜・穀物の豐富な村落を略奪し、且その際(ホヒロク) 以來僅か百年の日月しか經過せぬ事を思ふ時、それは原始ゲルマン族が旣に定住の習俗を大なる程度に有したことの 家屋がアレマンネン部落に存在したことは、彼等が旣に旣にその新移住地に固く定住した證據であり、 彼等によつて占領され破壞された羅馬風に手數をかけて建てられたすべての家屋を火にかけて焚き拂ふ。このやうな 且彼等の侵入

がアレマンネンによつても亦移住地として利用せられた事は今日一般に認められる處である、 最古の成立時代を有すると認められる村落の傍らに屢~羅馬時代の遺跡遺物の發見される事、 しかもそこから證明されるも 全體として羅馬時代の居

住

證とも考へ得るのである。

後繼民族によつて再び好むで住居の地とされる事はそこに人文的連絡を考へずにも充分に說明さるゝ事であ は直接には只地理的連續のみである。羅馬人によつて建設された道路に沿ひ、地勢的に形勝の地を占めてをる前代の遺跡が 例へば Oberamt Ried ingen に於て最古の移住村落の名稱形式 (-ingen を語尾とするもの) を有するもの十九乃至二十の

中 六村に於ては狹義の村 (屋敷地) の中又はその近くにアレマンネンの密集墓地の遺跡が確定されてをり、 不確定ながらそ

n と推測さるゝも のが猶三村ある。 その他の地名を有する村にして同様の慕地の遺跡を有するもの八村。それらの 中には墓地

Riedlingen S. 251—259 興味ある事實である。それは各個の氏の團體がより大きな團體にまとまつて移住したことを示してをる。Oberamtbeschreibung るやうな場合を示すものと思はれる。ついで乍ら之等古代の墓地の主たる分布區域が後に述ぶる百人組の區域と合致するのは が一個所に密集せず、二叉はそれ以上の群に分れてをるものが多い。恐らくは氏族團體が數個の家族團體の結合から成つてを

即もし二個の氏族團體 (genealogiae) の間に彼等の土地の塩界に關して (inter duas genealogias de termino terrae corum)

管轄下にあつて、個人はこの爭ひに關係しない。 といふ場合には、國守 Gruf が兩者の間に決闘を行はしめて、これを決する。Lex Al. Iit. LXXXI. 即村の境界は氏族團體の 一方は「此處が吾々の境界である」と云ひ、他方は反之他の地點まで押し返して「こここそ吾々の境界である」

captivis domicilia cuncta, curatius rito Romano constructa, flammis subditis exurebat Amminus Marcellinus XVII. 1, 6: opulentas pecore villas et frugibus rapiebat, nulli parcendo, extractisque

尾を有する地名を有つ村々が成立したものである事は通説の一般に認むる處である。主として遙か後代に於て成立す(誰こ) 落を指し示し、これに續いて -heim の語尾を有する地名、更には -hausen, -stätten, -dorf, -weiler, -hof 等の語 のやうにアレマンネンの移住領域に於ては、ingen なる語尾を有する地名が最古の恐らくは氏族團體を中心とする村 更に吾々は地名的研究によつてこの新移住地成立の課程について猶若干の知識を推知し得るやうに思はれる。 周知

等を意味す)。例へばErtingen (A. D. 1138 Ertingin) とは Erit の族といふ意味であり、 名は、嚴密にいへば、猶人的團體の名稱であつて場所的名稱ではない、(ing は息子の意、 る -weiler, -hof 等の移住地は一先づ措き、古い地名の村について考ふるに、先第一に -ingen なる語尾を有する地 複數形 ingen は家族、 か」る人間團體の名稱が

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

そのやうな團體がそこに駐屯するといふ事實的關係に基いて、場所的ひろがりの上に移し用ひられたものにすぎない。

東京商科大學研究年報

經濟學研究

之れに反して -heim, -stätten, -hausen 等の名稱はその語尾によつて明らかに場所的ひろがりに關係してをる。

stetin), Buttenhausen (A.D. 1275 Buttenhusen) 等は夫々 Magolf, Erpho, Butten 等の人名によつて表はされ (H. Magolsheim, (A. D. 1268 Magolfesheim, 1275 Magolzhain), Erbstetten (A. D. 805, Erfstetin, 1208, Erf-

た(恐らくは彼等によつて率ひられる一族の住む)住所、屋敷地の義である。 即 -ingen の地名の村落が成立した時

代に於ては、アレマンネン部落は猶土地に對する定住的關係深からず、主として人的團體として自己を表はし、heim し得ない、即それ等のものも場所に對する密接な關係の增加以外には ingen する村落も後代吾々の知り得る處によればその組織並びに内部の生活關係に於て ingen 村落と何等異なる所を發見 以下の村落成立の時代に至つて始めて定住的關係が確立したものと考へ得るであらう。しかも之等の場所的地名を有 村落と全然同様の根源から同じく氏族

註一 -ingen, -heim, -Weiler 等の地名に關する通説を疑ふ近時の研究については Dopsch; Grundlagen, 1. S. 117ff. 238 ff.

的團體を中心として成立したものと考へ得る。(註三)

註二 Oberamt Riedlingen は今日九十五の部落並びに附屬的部落を有し、更に十二世紀以來主としては十四世紀以來疫病、 六。Oberamt Münsingen にては ingen 二十三、heim 七、その中現存するもの前者十六、後者三。 市勃興等の影響の下に消滅した部落が約六十ある。それ等の中 ingen 部落二十一、heim 五、hausen 十四、stetten 三、Dorf

部落がその名稱に於て猶土地に密接に結合しない性質を示し、從てそれが、彼等のデクマーテンランド侵入

chshundertschaft schaft の制度である。 き事が規定せられてをる。さてかゝる一定地域の上の諸部落を結合する行政的區劃としての百人組なるものは、これ(註二) かも他方に於て、後代の史料から吾々の知り得る多數村落に共同の森林牧地の入會關係、 て國守 濟的に現實に活動し、最後に決定的定住と平和の時代に入ると共に單なる地域的な行政區劃として僅かに昔日 度と解すべきである、それが彼等が何等かの程度に於て定住的狀態に入ると共に、旣にその本來の存在理由を甚だし もので、この意味に於ては往古ゲルマン族が猶恐らくは主として牧畜民として遊動的生活を營むだ時代に成立した制(部門) であるやうに思はれる。蓋し百人組なるものはその本來の意味に於ては確かに百家族の集團なる數的內容を主とした を一般的に考察すると、その本來の意義から甚しく遠去かつた、存在理由の甚だしく稀薄となつた最後的段階の形式 て百人組、Gau が認められ、それ等の各々に於て八日乃至十四日每に裁判の集會が昔ながらの習慣に從つて開かるべ しくする Gau の區劃によつて云ひ現はされてをる、例へば Haselburg in Nibelgau, Billendorf in der Muntari-後程遠からぬ時代に成立したものと考へらるべきことと相關聯して、更に吾々の注目を惹くのは百人組 を止めるに至つたものと考へられる。事實八世紀に於て猶屢 "文書に現はるゝ百人組の區劃は早くも九世紀以後に於 まれる時代にあつては、絶えす起る政治的戰爭的協力の必要から、諸部落を結合する人的團體の組織として政治的經 く滅殺されつゝ、猶例へば Cäser 時代のスウェーベン族に於て見るやうな戰爭團體として比較的移動的な生活が營 Graf その他の大貴族の現實の勢力範圍、 の如し。八世紀のアラマン法によれば各個村落の上に更により大きな古來よりの政治的區劃とし(註1) 即シュワーベン地方最古の文書に於ては屢" 猶某々の村落が 百人組又はこれと意味内容を等 支配領域によつて置きかへられ、 間もなく崩壊し去るのである。 所謂數村にまたがる grosse Hundert-面影

世獨逸村落に於ける土地所有の關係

O 團體 が移

Mark を中心とするそれ等村落の結合關係がその基礎に於て百人組團體を豫想するが如き事情は、この種(註四) 東京商科大學研究年報 經濟學研究 第一

新領土占有の當初に於て猶現實の經濟的活動力を發揮して居つたことの證據と考ふべく、彼此相對照して

Gau の區劃は移住の當初その妥當力最も强く、爾後は次第に存在意義を滅殺されつゝ餘勢を

が

考へれば百人組並びに

ば 在 擔ふ人名(卽恐らくはその百人組の統率者の名)がその百人組中に位置する村落の名稱と一致する場合である。 はれる。このやうな推定は獪二三の事實觀察によつて裏づけることが出來る。第一には數個の百人組並びに Gau 保つものと見られ、 れである。これ等の村落はその地名形式に於て最古の移住地を示すのみならず、その地勢に於ても亦最古の移住部落 Munderkingen), pagus Pfullichsgowe 🛨 🖯 Pfullingen, pagus Eritgeuve (Eritgau) Munigiseshuntere 中の Munigesingen (現在 Münsingen), Muntharicheshuntari 中の Mundrichingen (現 その成立はもとより移住と同時に、 新領土の占領と同時に起つたものと考ふべきであるやうに思 中の

ha)。 卽これ等の部落は周圍の地域に移住した諸部落中最古最有力の部落であつて、從つて移住の當時に於てその統 たる事を示してをる、 率者が同時により大きな團體、 のみであり、Pfullingen(3020 ha), Ertingen(2477 ha)等も何れもその郡中最大の區域を有する,(平均は 7—800 に同様に古い起源を有する他の村落が屢"最古の 即兩者は相俟つて共にその成立の古いことを證明するやうに思はれる。 の四十八村中 2000 ha (=20 qkm) を超ゆるものは僅に五、3000 ha を超ゆるものは 郎それ等はその地方の最形勝の地位に位し、その區域も廣大である、例へば Oberamt Müns-百人組或は Gau の團體をも統率し、 (少くとも五世紀に遡る)アレマンネン墓地の遺跡と近接し、且こ これにその名稱を與へたものと考へることがで 第二の事實はそれ等の ingen 部落並び Münsingen (3418ha)

はEritgau と恰も合致する。以上を綜合すれば、アレマンネンの新移住地占領は先づ百人組なる大なる團體によつて(註五) lingen に於てはその北部の一群は Muntaricheshuntari と、ドナウ河西部の一群は Affagau と、ドナウ東部の一群 れ等の遺跡群が自ら吾々が推定し得る最古の百人組、Gau の區劃と合致する事實である、例へば 一定地域が占領せられ、その中に、恐らくは氏族的團體を中心とした、より小なる團體的移住地、所謂密集村落形式 Oberamt

Besiedlung des Alamannenlandes, I898, S. 301—350. 参照。 (Wirtemberg, Urkundenbuch 1, S. 42.) Pillinthor=Billendorf. (現在せず)。 百人組並びに Gau については Weller; Die A. D. 792. infra marcha illa, qui vocatur Munthariheshuntari constructa, villa nuncupante, qui dicitur Pillinthor. の部落が建設されるといふ形式の下に行はれたものと考へられる。

拙川 Lex Al. XXXVI (ca. A. D. 720); Conventus autem secundum consuctudinem antiquam fiat in omni centena coram comite auto suo misso et coram centenario.....

Geschlechtsverbände und das Problem der Feldgemeinschaft. (Zeitschr. f. RG, Bd, 44. 1924.) 得為 y Die Hundertschaft insbesondere nach ostniederländischen Recht. (Zeitsehr. f. RG. Bd. 46. 1926.) 橡底。 百人組並びにその部分團體たる Zehntschuft の數的理解及びその史料については Ernst Miyer の諸者、殊にGermanische

してをるが Münsingen は全然之れと離隔し、Auingen の村内を通過せざれば Hart に到達し得ない。他方 Hart の東側に にこの法律的關係は地理的關係と比較して興味ある矛盾を示してをる。即以上五個の部落中四ケ村は地理的に Hart に境を接 ingen, Böttingen, Gruorn, Trailfingen の一町四ケ村が入倉權を有し、一の Hartgenossenschaft を形成してをつた。 dertschaft. この森林並びに牧地より成る―― 十九世紀の末以來練兵場となる――數村共同の Markland には Münsingen, Au-例へば Oberamtbeschreibung Münsingen S. 277 ft, の Münsinger Hart の入倉關係参照。 恐らく Hart=Harde=Hun-

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

段參照)の權利並びに Hart の全用益權の約二分の一の權利を有つてをつた。 卽百人組であつたと推定されねばならない。百人組の中にては先づこれに接近する四ケ村が用益權を之れに及ぼしたものであ ら除外さるゝ諸部落は何れも他の百人組に屬する事が證明されてをる、彼此相對照して考へればこの歸屬關係を定めた主體は た結果として成立したものではなく、最初から一定の歸屬關係に基いて成立したものなる事を示すもののやうである。 境を接する Zuiningen, Feldstetten, Ennabeuren, Magolsheim 等は地理的に接近した位置にあるにも拘らず反對に全然 Hart の入會權より除外されてをる。卽これらの事情は Hart の總有關係が元來無主の地に對し周圍の村々が次第に用益權を及ぼし 史料から旣に Münsingen 以下の五部落は古來 Münsinger- hundertschaft に屬し、之れに反して壞を接しつゝその入會權か いふ特權的地位によるものであらう。 境を接せざる Münsingen が同じくその入會權に與る所以のものは恰もそれがその百人組を統率する氏の部落であつた 十五世紀以後の史料によれば Münsingon は全 Hart に對する Zwing und Bann (後 きて他

制度たる百人組との密接な關係、それ等がその起源に於て團體的移住地として成立した事を示すその密集村落的形式 七百七十七年)、 現存の諸村落中のあるものが旣に最古の史料中にその名を見出すこと (最古の例はシ "ワーベン地方にては紀元 それ等が古い考古學的遺蹟と結合してをる事實、それらの有つ起源の古い地名、又それらと最古の

計五

前段二二二頁—二二三頁註二參照。

て最古の時代、 村金體として共同的に牧ふやうな風習)、 これ等のことはすべて、現在の村々の中その由來舊きものがその起源に於 それ等が最近世まで、否屢、現在まで保存する昔風の團體經濟的習慣 をうかがふ上に重要な鍵を提供すべきはずであることを證明するものである。事實吾々が後代の史料を通して知り得 屢、移住の當初まで遡ること、從つて後代の史料から描かるゝそれ等の狀態が最古の移住部落の事情 (例へば村の家畜を各家族個々にではなしに、

殊にその土地所有の關係に對して行ふ研究はこの意味に於て、唯々古い問題への鍵を提供するのみならず、更に亦新 果として、今日の困難な農村問題の主たる禍源をなしてをることは周知の事である。吾々が中世獨逸村落の生活狀態; それであつた。しかもそれ等の改革はその美はしい名にも拘らず、それが歴史的傳統に對して無知無思慮であつた結 の上にも根本的な變革が訪れる、卽個別的私有權の確立を目標とする土地制度の整理改革、 の末・十九世紀初頭に至つて始めて、個人主義・合理主義の上に立脚する政治的大革命の餘波として、それらのもの 全體として時代から時代へと承け機がれ、持ち傳へられるものに比ぶれば云ふに足りぬ程度のものである。 る限りに於て、假令村々の生活、その各々の運命の上には隨時小さからぬ變動が起つて來るとはいへ、その變化は猶 所謂農民解放の運動等が 十八世紀

現在の問題へも重要な解決の鍵を提供するものといはねばならぬ。

新 -世獨逸村落の經濟的 村落、 並びに村落の境界以外にある森林牧地等、 法制的關係、 殊にはその土地所有の關係を描き出すについて、先づ注意すべき事は、 區域の種類によつてその法律關係を大いに異にすることであ 舊村

る。

適な場所に密集的な屋敷地所謂狹義の村があつてこれを管轄する。古い村落程境界内の區域 Markung の廣さは大で 舊村落即その成立年代の古い 世獨逸に於ける土地所有の關係(村松) 村々は何れもこれに屬する固有の村境 Markung を有し、 その略ぼ中央、 地勢好

ある、 既に述べたやうにその平均は約7--800 ha. 七乃至八平方キロ メ l トル 程であるが 1000 ha. を超ゆるものも亦

はいへ 屋敷地 の 上 傍の Schwarzwald れ等の村落内の法制的關係は通常大いに古い村々のそれと異つてをる。かゝる村々に屬するものは 代に至つて種々の機會に様々の權利者がその權利をこの上に成立せしめた事情から由來するものである。 争が後代まで永く争はれる事である。 シ 人的所有權、 な區域は通例極めて錯雜した權利關係の下に立ち、屢"特定された數ケ村の入會權、 に働きかける。 ワ í ベ このやうな村々の中間に、 村の境界内には時に後代に成立した所謂枝村 固有の村境 Markung を有する、しかし中にはこれを缺くものも少くない。 の大きさ等によつて通常一見して古い起源の村々と區別し得る、 ン地方に於て屢 " 遭遇する國有地乃至は主權者の所有地卽所謂 Waitraitin の上への權利) 等が錯雑してそ 更には國王、 地方の街村形式の村々、Oberschwaben 地方の Weiler, Hof 等の地名で示さる 1 村々等である。 しかもか」る區域の特徴はそれ等の權利關係が多くの場合確定せず、 國守、 後代に於けるそれ等の後繼者即地方的領主、 本來はそれ等の Markung の外に立つ森林、牧地、 これ、之等の區域が本來確定した法制的關係を有する村落境界以外に立ち、後 Tochterdorf が從屬してゐる、それ等はその地名やその地 それ等も通常その大さに於ては大いに劣ると 諸侯等の支配權乃至は所有權 かゝる外觀上の差別に應じて、 入會權を有せぬ村々の 濕地等の區域があ 各個權利者の Hirsau, Calw 近 か」る區 との 住民の個 例 やう へば

吾々の目的に應じて、吾々が主として研究の對象とするのは第一種の村落、その起源の古い諸村落である。

Münsingen Hart, Oberamt Riedlingen に屬する Teutschebuch, Seelenwald

等の地

域である。

 σ

は前述の

て限られてをる。(註) がとりまき、更にその外側に森林牧地 Wald und Weide 等の村の入會地が接續して、それ等のすべてが村境によつ 的な農家及び庭園がその中に村の道路に沿ふて並むでをる。垣の外、狹義の村の周圍は耕地 Feld 並びに秣地 Wiese 央、最も地勢のすぐれた場所(地勢的高み、或は河岸等)に垣 Etter, Zaun によつて圍まれた屋敷地があり、 前述したやうなあらゆる觀點から見てその起源の古い事の證明される村々を觀察すれば、その何 n もその 略 ぼ中

註、二三二頁掲載一五七〇年 Ehestetten の圖、並びに後段二六二、二六三頁掲載の Hailtingen の耕地圖麥照。

するのが常である。この境界線の意義は以下に詳しく考察するやうに先第一には村の Zwing und Bann 即村の統制(bl) 線を越えて、互に相出入するのを見出すのである。その最も著しい場合は、隣接する雨村に所屬する土地所有權が殆 來このやうな村の統制權管轄權の下に立ちその範圍によりて制約さるべきやうの權利關係が、事實に於てはこの境界 權管轄權の及ぶ限界であるが、他方吾々が詳細にこの境界線上の權利關係を調査觀察する時、多くの場合に於て、元 を有する時代にあつては、これ等の境界は確定した境界線によつて限られ、且一村の境界は直ちに他村のそれに相接 んど常に境界線を無視して、その上にまたがつて出入してをる事實である。更には以上の現象に附隨して兩村の租稅 この種の村落の第一の特徴はそれが常に固有の村境、境界を有することである。十五六世紀以後吾々が充分の史料

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

する事古來の慣例的原則であるからである。

かくの如く元來村落の

域によつて制約さるべきやうの權利關係とかくる統制區域の境界線との不



Ehestetten, (A. D. 1570)

Oberamt münsingen.

境界は元來は寧ろ不明確な範圍、

村の統制權の及ぶ範圍として考へられ、

換言すれば村の

人為

的に設定せられたものである事を示すものと考へられる。

既に各種の權利關係の成立した以後のある時期に於て、

であること、(註五)

致は、當然に後者が前者の權利關係の

成立に遅れて始めて成立したもの

その邊界に於ては屢 能であつたことを示すもののやうに思はれる。 註 境界線は間隔を異にする外的標しによつて示された地點と、これをつなぐ 雨村落の統制權關係が曖昧に出入錯雜することの可

註二 上に刻まれたしるしで現はされる。 次頁の挿圖 標しは重要な地點に於ては境界石、 Markung Pfronstetten (Oberamt Münsingen) その中間は木製の十字架や或は立木の の境界圖参照。

直線的な線の集まりからなり、

各標しの間には堀その他外的な區劃線は存しな

税徴收權の限界とも出入不一致である。OAbeschreibung Münsingen, S, 256—258. 参照。 との地方通用の慣行によれば租税徴收權は土地の所有權者の屬する村に歸

それは境界線が所有地の區劃と全く無關心に引かれてをることを示す。

屬する。

從て

か」る境界線は又租

註五 註 四 もとより稀には反對の場合、 「租稅はかまどの煙の上る處で支拂はれる。」A.D.1784, Emeringen, OAbeschr. Münsingen, S. 258 即後代に至つて境界線を越えて農夫の開墾が他村へ食ひ込むやうな場合もあつたことであら

ì

Grenze Markung Pfronstetten Aid/fetter.

B. (A. D. 798).等の如し。しかもその際、最後の例の特に明らかに示 in fine vel in marca W. (A. D. 742), in ipsa villa vel in marca 界によつて云ひ現はされてをる。例へば 代の産物と考へなければならぬものであるが、しかもそれは決して境 すやうに、境界 marca はこれと名稱を同ふする村落 地所有地等の所在地が既に最古の時代から常にそれの所屬する村の境 が證明され、寧ろ自明の事として前提されてをるやうに見える、 有する最古の史料に於ても村々が境界によつて區劃される事實の存在 界そのものが後代に成立した制度なりといふのではない。 かくの如く確定した境界線としての形式に於ては村の境界は寧ろ後 in marca G. Villa と密接に (A. D. 713), 旣に吾々の 卽領

兩者は一にして二つの異なつたものではない。

結合し、

寧ろ兩者は同一物の異なつた表現として云ひ現はされてをる、

村落(或は部落)とその境界とはその本質を

Zeuss; Traditiones possessionesque Wizenburgenses

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

4

註

等單に一般的に地域的限界を示す語が用ひられて

東京商科大學研究年報 經濟學研究 第一號

境界を云ひ現はすためには當初の間通常 marca, fines, termini

に從ひ古來から云ひ慣はされた境界の俗稱」であり、地域の名としては termini, fines, marca 等と全然同意語とし をるが、古くは十世紀以後、主としては十三世紀以後に至つて更に Bann たる特殊の語が同様に境界を云ひ現はすた めに用ひられ、現在に至るまでひろく俗語として普及してをる。それは marca と並むで「旣に確立した土地の習慣

例へば in der von X Zwing und Bänn の如し。之れと並むで瑞西の地方に於ては更に Twing (Zwing) の一語 Zwing und Bann, 或は Zwing und Bānn なる語が最近世まで專ら村の境界を云ひ現はす語として慣用せられた。

て用ひられてをる。

シュワーベン地方にては普通更に Bann

の本來の意義を强調した Zwing なる語が附加されて、

| Wirttenbergische Urkundenbuch, 4. S. 210: termini, quos ex approbata consuctudine marchan sive bannum con-

Urk. Strassb. 1, 32; Düppigheim in illo banno, (A. D, 956).

のみが亦同様に村境を示すのに用ひられてをる。

banno et ecclesia, (A, D. 1096). ebd. 7; Kembs cum molendino et banno, (A. D. 1101) Urk. Basel 1, 4; villam nomine Appenwiler cum..... 1434 in Riedlinger Zwingen und Bännen.

sucvit vulgaris antiquitus appellare, (A. D. 1250). MG. Dipl. 1, 141; bannum eiusdem villae, (A. D. 999)

註二 例くば 1374 in den Zwingen und Bännen zu Hundersingen. 1557 in Unlinger Zwing und Bänn. 1334 in Daugendorfer Bann, in Bechinger Bann

さてこの Bann, Zwing und Bann なる語はその本來の意味に於ては、後に詳述するやうに、村の團體的權力、村

OAbeschreibung Riedlingen S. 324

の統制權を意味するものである、即この意味からいへば村境なるものは卽村の統制權の及ぶ範圍、その村方の支配的

界の存在を前提として居つた事を推定せしめるに充分である。 院の管轄區域、 權 する事情は、そこから當然に村境が村落の成立と共に成立したものであること、村の萬般の生活が最初からか も制約すべきであり、 力の及ぶ限界を意味するものである。 唯に最古の文書に於て旣に證明されて居るのみならず、 の寺院は十分の一税 Zehnt を徴收する權利を有し、部落はその 村の裁判の區域等が 事實村落內の土地所有の關係殊には Allmende の限界、 Bann の限界によつて規定せられてをる。例へば「Zwing und Bänn の及ぶ限 かくの如き根本的統制権の範圍は自ら村落に於ける爾餘の權 あらゆる方面に亙つて村の重要な生活關 Allmende 和税徴收權の限界、 を所有する。 かくの 更に亦屢 利關 係 0 範 係 如く村の 嵐を規定 0) 2 1 る境 村 範 園を Ø 寺

る地 しかもその本來の意味に於ては恐らく正に法律的統制權といふ程の意味に解すべきものであらう。mhd. 配權を意味する。否屢 "それと同意語に用ひられる Ehafte (周知のやうに從來 Ehafte に觀察せねばならぬ。 に關する莊園領主の獨占權、專賣免許權、 この 「域的ひろがりのみを示す語ではない。それは寧ろ一の權力關係であり、通常一定地域の上に及ぼさるゝ一種 III の事情を更に明確に理解するためには、吾々は先づ jus universitates 殆んど常に十世紀以來の莊園制度に於て行はれた一定の産業的設備、 即これらの語は「禁制」、「强制と禁制」なる語自身の意味が既に示すやうに、本來決して單な (部落全體の権利、 ひいてはかくる權利の下にある設備の意味にのみ解せられ取扱はれて來た。 團(誰) Dorfrecht Bann, Zwing und Bann (村の權利) 等の語が示すやうに、 例へ ば水車、酒搾り場、 なる概念の内容をより詳 並びに亦之れと關 それは團體 E = gesetz聯 酒場等 ï で支 た 細

としての村落の權利、

部落民全體を統制する村の團體的權力である。

- Wirt. Urk. 2, 175; curia (in Kirchbierlingen), quae a retroactis temporibus universitatem, quae vulgariter di citur chafti, per omnem villam ex integro possidere comprobatur. (A. D. 1173.) ibid. 7. 332; Ehafte und Getwine zu Brochenzell. (A. D. 1274.) ibid. 9, 324; Kirche zu Michelwinnaden und "diu Ehafti uber daz dorph" (A. D. 1290).
- 出 1 6 1173 6 窓 (無ち U Wirt. Urk. 2, 236; Besitz der Dienstleute in Ailingen, quiequid proprietatis habuerunt in agris vel nemoribus aut campis sive pratis cum omni prorsus universitate, (A. D. 1193). ibid, 8, 301; Ehrenstein: jus universitatis scilicet bannum, districtum et juridictionem. (A. D. 1301). Boos; Urk. der Landsch. Basel 1, 164; Liestall und andere Orte mit, universitatibus et districtibus villarum vulgo dictis twing unde Ban. (A. D. 1305)
- 置い Wirt. Urk. 8, 464; ein Zins "de jure villano quod vulgo dicitur dorfreht, (A. D. 1284). ibid. 9, 90; Wössingen mit halbem Dorfrecht, (A. D. 1286),

せられる。即 Zwing und Bann なる概念の中心は先づ第一に村の土地中の一定地域を保付全體のために各個村民のche) 山毛穂 (die Buche) 等の伐採、その果實の採取が特に禁制せられて、それら落葉林中に豚を牧ふことが可能につて各個家族の自由な薪木や村木の採取によつて全體が迷惑する事が防止され、或は一定種の樹木例へば辮 (die Eiが一定の期間禁制され、これによつて乾秣の收獲が保護せられる。或は森の用盆が一定期日以外禁制され、それによれに禁制される、卽その期間は畑の上に家畜を牧ふ事が村人に禁ぜられ、貴作物が保護せられる。或は秣地 Wiese かの行為を禁制する (bannen, verpannen, in Bann leden) 権利である。例へば一定の耕地區域 Feld が年々一定かの行為を禁制する (bannen, verpannen, in Bann leden) 権利である。例へば一定の耕地區域 Feld が年々一定なの行為を禁制する (bannen, verpannen, in Bann leden) 権利である。例へば一定の耕地區域 Feld が年々一定した高を禁制する (bannen, verpannen, in Bann leden) 権利である。例へば一定の排地區域 Feld が年々一定

自由用益から禁制するてふ消極的働きに存する。(註)

註 die von Altingen ihr Feld verbienen. 例 / H Flawyl: die Zelgen bannen, nit uf die Zelgen zu treiben (bis nach der Ernte). A. D. 1545:,, wenn die von Andelfingen einen Flatz in Ban geleit." A.D. 1470: ware dass

also dass niemand mehr mit dem Vieh darauf treiben oder fahren soll. Ernst; S. 36. Anm. 13. ・参照

A. D. 1605 Denkendorf: die Wiesen sind verbannt 8 Tag vor Georgi

Dietlikon: so sie die Eicheln went bannen

秣の牧獲期等々を村方一般に定める働きがこの權利の重要な內容をなして來る。更にはこのやうな村の生活に對する Förster(森番)Hirten(村方一同の家畜の牧人)を任命し、亦道路橋梁等の公共設備の維持修繕を司どる。(註)) その上に家畜を牧ふことが許される。牧地森林等についても亦同じ。かくの如き禁制期間は多くの場合農業の實際的 auslassen)權利が附隨する。例へば耕作期が終り收獲が終了すれば、畑は再び禁制を解かれ、村民の何人にも自由に 畑の地境の箏ひ箏を裁き、Bannwart (村の地内の見廻り人)を任命して區域内の統制を監視し、同樣に Schützen, れ、又 Bann の權力の管理者は一定の期日(例へば復活祭及び昇天節等)に村の境界を巡視し(所謂 Untergang)、 耕地に侵入した家畜は罰として差押へられ、その他の違反に對しても夫々罰金 Bussen oder Einungen が徴收せら 各種の統制に應じて、かゝる統制の結果を見廻り、これに反するものを罰する權利が之れに附隨する、例今ば禁制の 經過と相應するものであり、そこから亦後者に對するさまざまな團體的規律、換言すれば耕作の開始期、收獲期、乾 更に以上の樣な消極的な働きにより積極的な内容が附隨する。卽禁制權には自ら亦禁制を解除する (losen, auftun,

A.D. 1317 Kastell: scultetus tenetur licenciare et inhibere, quod vulgariter dicitur bannare, tam in messe metendi quam

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報 經濟學研究 第一號

in autumpno vindemiandi; ORh. Urk. 15, 68 Dietlikon: sie sond och ir Zelg twingen und bännen.....und och usslan nach der meren Krotzingen: wenn die Bursame den Ban will lesen und uftun;

Hand; Sammlung schweiz. Rqu. I. 1, 2. S. 362. (Ernst; S. 37. Anm. 17)

註二 一四七二年領主 Weil と Holzgerlingen の村との Zwing und Bann に關する争に於て、領主 Weil は、 彼が Zwing und

彼が Untergang を行ふこと、 Schützen を任命してその費用を (Schützengarbe) 村から徴しつゝあることを以てする。其 Bann の所有者なることを證明するのに彼が Pfindung の權を(即ち禁制を犯した家畜等を差押へる權利)行使せること、又

他Ernst; S. 37. Anm. 18. 及び S. 38 Anm. 19 参照。

場、パン燒場、更には酒場、浴場等に對して、Bannherr は一定者に獨占的免許を與へ、これに對して資納金を徴收 或はこれを一定者に莬許して、他者が自由に之れを設置するのを禁制する權利が包含せられる。水車、鍛冶場、酒搾 團體的統制の關係から、更に通常 Bann の權力の中に、村方共同の用益に供するやうな産業設備を設置する權利、

mercatum in vino, pane vel aliis rebus quibuscumque ulla ratione exercere "; Wirt. Urk. 11, 501 D. 1260: wo Kl. Salem, potestatum que vulgo dicitur chafti" hat, durf niemand, tabernas nec aliquod generale する。屢 "それ等は狹義に於ける Ehafte なる語で云ひ現はされてをる。 (註)

其他 Ernst; S. 38. Anm. 20 参照。

が不可能にせられる。かくの如き團體的强制權としての性質と關聯して、Bann の權利の中には本來一種の裁判權が(計) 團體的統制に從はぬ村民は、罰として部落の共同牧地の用益から除外せられ、これによつて事實上村内に於ける生活 かくの如き禁制權はこれに從はないものに對しては强制權として、 强制的手段を以てその命令を遂行する、 例へば

註 一六〇〇年 Unlingen の村は村落全體の意思に反對して領主の味方をした村民から共同用益の牧地 (Wunn und Weide)

OAbeschreibung Riedlingen, S. 337

「用益權を奪ふべきことを議決し、そして彼の家畜をその家畜小屋の中へ逐返した。

註二 Binn の裁判權、 有の起源を論ずる際にゆづことにする。 に夫れは村の領主の Bannreclit に對する關係の根本に關する問題であり、從つて後に領主屋敷及び領主の Zwing u. Bann 所 即村の自治的裁判権(Dorfgericht)と公の下級裁判権との關係は學者の間に異論の多い問題である。

權であるといふことはその妥當の範圍が村落の範圍と嚴密に一致する事によつて亦示されてをる。 と共に成立したものと考へねばならない。 かつたであらう。即 Zwing und Bann は團體としての移住部落の生活が始まると同時にそこに存在し、村落の成立 は、このやうな團體的な統制、全體の立場からの土地用益その他に關する規律なしにはその經濟生活を全然營み得な 接に關聯し、事實亦所謂錯圃の制度や牧畜と農作とが土地の上に交互に營まれる農業制度をその特徴とする獨逸科落 れて成立したといふやうな性質を全然示してゐない。その權利內容に於てそれは村落の經濟生活の重要な各方面と密 體として統一せられた大きさをもつて現はれるのであつて、本來個々に異なる様々の權利が後代に於て偶然一括せら 體的に統制するてふ中心内容から派出するものである。事實吾々が知り得る限り Zwing und Bann の權利は常に一 以上敍述した Zwing und Bann の權利內容は何れもその根本觀念たる村落全部の生活をば全體の利益 かくの如き村落團體との密接な內部關係、それが先第一に部落全體の團體 를 Zwing und 0) ために 剸

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

四〇

Bann の及ぶ範圍は先づ一團體としての部落の境界によつて限られそれ以上に及ばず、他方に於て はその境界内に住むすべての者に向つて等しくその権力を及ぼすのである。 即村の境界の眞の意味は村落の Zwring nnd

團體的統制權としての禁制權の及ぶ範圍といふ所に存するのである。

Geschichte des shweizerischen öffentlichen Rechts, 1892.) 暑気 Urlich Statz; Habsburgische Urbare und die Anfänge eigentum についての批評(Zeitschr. f. RG. 46, Ger. Abt. S. 420 ff.) 参照。 全然新しい立場をしかも確證的に豐富な史料によつて建設したものといひ得る。 der Landeshoheit. (Zeitschr. f. RG. 38, Ger. Abt. 1904 S. 192—257.) S. 198-227. が説ける處に大いなる一步を進め、 らるゝ彼に先だつ文獻を參照せらるゝがよい。Firnst が說く所、それに從つて自分が以上その大體を紹介した所の彼の說は旣 殊に通説がその起源を莊園制度に求めるに反して、それが村落固有の團體權であり、莊園制度と全然關係なしとする點に於て、 Zwing und Bann に関する文獻については何よりも先づ Ernst; Grundeigentum S. 49—55. Fr. von Wyss; Die schweizerischen Landgemeinden in ihrer historischen Entwicklung (1852) (Abbandlungen zur 獨 Karl August Eckhardt © Ernst; Grund-の敍述、並びにそこに批評せ

に於ては古來この權利が村の團體的機關、 の點はこの權利が本來その村落と密接不離に結合し、村落團體自體の權利であることを示してをる。事實多くの村々 Dorfrecht 等と呼ばれること、更には吾々がそこから觀察を始めた村の境界としての Zwing und Bannが通常「何 々の村の Zwing u. Bann」,, in der von X Zwing u. Bann"といふ形式で云ひ現はされてをること、すべてこれ等 例へば die Bursame, die Hausgenossen (主として瑞西地方)等によつて

かく Zwing und Bann が村の生活の團體的な統制權であること、その名稱に於ても例へば jus universitates,

行使せらるゝ習慣であり、Zwing und Bann に關する係爭に當つても部落團體がその當事者と考へられるのが常で

すべてのことにつき裁判を開くべきことを議決する。その他かゝる例は甚だ多い。(誰:) die Gemeinden selbst einander zu gebieten und untereinander Gebot und Verbot auzulegen Macht haben) 團體內部に於て禁制と强制を行ふ權利を とる如 き」(Sachen, in denen bei anderen Flecken und 梁、泉水、耕地の見廻り、牧人並びに畑番の任命、その他、他の部落に於て「部落民の團體自身が相互的に命令し、 unis) 再びこの權利を放棄する。千五百七十三年 Machtolsheim の村の裁判はそれが每歲村の 由を以て (cum tamen justicia eiusdem banni, custodes eligendi et instituendi communiter omnibus sit comm-彼はその臨終の床に於て、この Bann の權利並びに村役人を選任する權利は本來村人全體の團體的權利であるとの理 に於ける Banurecht を纂奪し、それによつて葡萄畑、耕地並びに秣地の番人等をも自らこれを任命した、しかるに 村の貴族 ある。この點に關して吾々は極めて anschaulich な史料を有する。千百八十八年、Morschweier と云ふ村に於て (騎士)Konrad v. Hattstatt なるもの神人兩法に反して (contra justiciam Dei et hominum) その村 Allmende, 道路、橋 Kommunen

超 | Urk. Strassburg. 4, 6. A. D. 1188.: Morschweier.

茜二 Reyscher; Statutarreehte 365

指三 Ernst; Grundeigentum, 45, Anm. 38. 参照。

考へられてをる。即後に詳述するやうに、吾々が史料を通じて觀察する村々には通例一般村民の屋敷とは著しくその しかるに他の多くの村々に於ては Zwing und Bann がその村に存する領主の屋敷 Herrengut に附隨する權利と

存在形式を異にする Maierhof, Selhof, 等と稱する屋敷があり、世俗的並びに教會的な莊園領主の莊官 Maier

獨立の小貴族、騎士 Ritter 等が之れに住し、その屋敷に附隨する各種の支配的特權を以て村落團體に對立して居つ て、Zwing und Bann も亦屢"この様な支配的特權の一部、主なる一部として彼等の手中にあるものと考へられて

秣地の種蒔き收穫の時期を規律し、牧人畑番等の村役人を任命し、一般に Zwing und Bann に關する事柄の上に統 され、恰も前に述べた Zwing und Bann が村落團體の機關によつて行使される場合と同様に、彼等が亦或は耕地 をる。そこから屢々亦彼等の屋敷が Zwinghof なる名稱で呼ばれ、彼等自身 Bannherr, Twingherr 等と呼びな

制的な職分を行使する。

提 1 (1306) Horheim: die Herrschaf (Habsburg) hat über den Hof Twing und Bann "und von des Hoves das Dorf H. den halben Teil Twinges und Bannes"; Habsb. Urb. 1 S. 89. (Ernst; S. 48. Anm. 41.) wegen über

しかも更に注目に値ひする事は、ここに吾々が見るやうな部落團體とその土地の領主との間に成立する

盐门 Ernst; S. 46. 47, Anm. 39, 40. 参照。

ing und Bann の上に彼等の權利を主張し、この權利の所屬が絕えず兩者の爭ひの對象となつてをるのである、そ und Bannの所屬に關する對立が、決してある土地では一方が、他の土地では他方が、夫々決定的排他的にこの權利 を所有し、これを行使するといふやうに行つてゐないことである、寧ろ通例の場合に於てはこの兩者各々同一の Zwi-Zwing

行き得ない。多くの場合兩者の妥協によつて Zwing und Bann に關する事柄は兩者の協力の下に處置せられる。例 者の間を動揺する、 れは相對立する兩當事者のその時々の勢力關係によつて、時にはより多く一方へ、他の場合にはより多く他方へと兩 しかも通例その何れの一方も他を排除して專らその權利を自己のものとして主張し得る所までは

體員の中から候補者として擇び出した者が領主によつて任命されるといふ妥協案で事件が落著する。その他、 領主の同意が必要とせられる、或は領主が村の牧人を任命する權利を行使する時には、その被任命者を領主が任意に たな移住者を受け容れる場合その可否の決定には兩者共に參與し、村の森や Allmende から上る收入、殊に秣地の貸 選任し得るや、殊に村落團體以外の者をこれに宛て得るや否やが屢々爭はれ、多くの場合に於て先づ村落が彼等の團 ば耕地の上に家畜を牧ふことを禁制する權利が村落自體によつて行使される場合には、その前提的手續として先づ 等が兩者の間に一定の割合で分割される。(誰) 村に新

il: 1231: conversus, qui grangie (des Klotsers Maulbronn in Knittlingen) preest, bannum pasonarum et silvarum cum 賃、

森の立木の賣却代等、或は村の裁判から上る收入 Einung

5, 93 Gebursame zu B. und mit dem Mehrteil unter ihnen Holz und Feld verbannen und auslassen, wann sie wollen; Grimm rusticis eiusdem ville communiter observabit, quod videlicet bannum cum eius consensu statuent, sed et ipsi converso pastores liebit habere spetiales; Wirt. Urk. 8, 280 Twann; der Twingherr setzt einen Bannwart, das Dorf auch einen; Grimm 6, 334 Boswil: Keller mag auch mit den Anwälten und der

merkirch: Einungen 1/3 dem Maier, 2/3 den Bürgern; 共他 Ernst; S. 48. Anm. 43. 参照

とその土地の領主との間に存する密接な關聯と、並びにそれにも拘らず常に彼等を反撥せしめる强い對立とを見るこ とが出來る、 以上のやうな關係は村々によつて夫々に皆異なつて居る、しかも全體としてそこに吾々はこの兩當事者、 Zwing und Bann なるものの所屬關係の不決定、 そこから生する絶えざる争ひが、全體として見れ

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松

ば寧ろ通例であつて、

そこから吾々は恐らくはそれが

Zwing und Bann の本質、

ひいては原始的ゲルマン移住村

領主、 單なる土地所有の上に基く支配關係、 れが本來團體的本質を有する權利であり、 に於てハツプスブルグ家の莊園目錄から引用して、Zwing und Bann の莊園的土地所有に基く起源を證明しやうと 地 所持者、 がその内容に於て示す村落團體の生活との密接不離な關聯に於てのみならず、又その權利所屬の當事者に於ても、 落の本質の中に旣に內在する特性を現はすものではなからうかと考へさせられる。蓋し Zwing und Bann |の莊園領主は何れも何等この權利に與ることを得ない。この點に關して注目すべきは Urlich Stutz 換言すれば後に詳述するやうに同じく團體的本質の上に立つと考へらるゝその村内の領主屋敷 Herrengut 或はその本家たる莊園領主のみである。之れに反して各個の一般村民や或は領主屋敷に關係のない爾餘 Zwing und Bann の當事者たるものは一方には團體としての村落民全體であり、 莊園制度的關係から始めて成立したものではないことを、 村落なる團體と同時に、その團體の中から成立したものであつて、 他方にはその村 極めて明瞭に示すか が前 は、それ 掲の論文 1固有の の土

D 卽 Zwing und Bann の部分的所有者が各々この分割に從つて彼等の固有の從屬民の上に各別に統制權を行使すると 他に猶その村の Zwing und Bann から上る收入の分割であつて、一體としての統制權自體の分割ではない、 Twing und Bann の半分を要求する。(屢"見るこのやうな Zwing und Bann の分割は通例單 統制権自體の分割

した史料である。

卽

Wohlen の村(Kanton Argau)に於てハップスブルグ家は下級裁判權

(Dieb und Frevel)

制權である事が、 體として村の耕地全體の上に一様に發動する、 ふやうな場合は甚だ稀であり、 以上のやうな後代の Zerbild の中からも猶明瞭にうかがひ得られる。) この要求に對して 且かくる場合にも村の耕地に對する「禁制」のやうな根本的内容に於ては、 即 Zwing und Bann が本來村全體に對する一體としての 劆 Werner それは 體 的統

v, Wohlen 主の一族であつて始めから Zwing und Bann の上に一定の權利を有してをつたのであらう。 本事實はすべてこれを支持して居るのである。(例へば Zwing und Bann と結合する領主屋敷の所有地面積は必ずし und Bann が本來村の團體權なる事が證明されてをり、吾々が村落の制度、その內部の生活關係の上に觀察し得る根 よりも更に古い文書に於て、卽前揭の千百八十八年 Konrad v. Hattstatt に關する文書に於て、旣に明らかに Zwing ては明らかに本來 Zwing und Bann が土地所有の上に成立したことを證明するものゝやうである、 なるものは偏へに土地所有權から(von Eigenschaft)發出するものなることを以てする。この文書はそれ自體とし 主張し、この主張を理由づけるために、Wohlenの土地の四分の一以上が彼の所有に屬する事、Twing und Bann に與らない。) もその村での最大所有地ではない、いはんやこれと關係のない土地の所有者はそれ自らには全然 なる者が反對し、 恐らくはこの Werner v. Wohlen なる者はその名稱の示すやうに小貴族の階級に屬し、本來村の領 その半分の半分卽全體の四分の一は古來相傳の權利として彼に屬すべきものなる事を Zwing und Bann しかも他方これ

Ernst, S. 52—53. 参照

註

五

村境內部 少くとも主な收獲、 の土地は夫々用益方法を異にする數種の地 穀物・乾秣等については、 個別的に用益される耕地・秣地があり、 域に分れてをる、 郎中央の屋敷地をかこむで各個の家族によつ 更にその外側に通例村民

世獨逸村落に於ける土地所有の關係へ村松)

牧地(即原野)並びに森林、殊に主としては前者であつて、後者は屢"Allmende と並べて特に森としてその名を擧げ 同じく共同用益地の名として現はれるといふ事は極めて注目に値ひする。Allmende として共同に用益される土地は 章旣に之れを敍べたやうに Zwing und Bann とその意味を同ふする Ehafte といふ語が此處では又 Allmende と Dorfes Ehaften,""Ehafte und Allment,""Ehehäftinen und Gsmeinmärke,"等の語を以て言ひ表はされる。前 る土地といふ程のものである。時には亦同意語として Ehafte と云ふ語が用ひられて居る。例へば共同用益地が " des り、從つてその意味する所は寧ろそれ等の村民の個別用益地に對して、彼等によつて非個別的に、共同に用益せられ られる。 意味ではなく、共同用益に與り得る者は唯完全な權利に於て村民たるもの、本來村落團體の團體員たる村民のみであ Gemeinde 等の語を以て云ひ現はされても居る。ここに一般、全體とはもとより何人にも自由に用益せらるゝといふ(註) るゝやうに一般の權利、全體の權利の義であり、これに應じてそれ等の地域は屢,亦(kemeinmärk 全體によつて共同に用益される森や牧地がある。共同用益の地域は普通 Allmende と呼ばれる。Allmende とは知ら その他道路、橋梁、村の廣場、或は水路が亦 Allmende として敷へられる、(Allmendwege, Allmendgasse 時には簡單に

莊 schreilung Riedlingen S. 343 例《B A.D. 1287: der Gemeinmärk des Dorfes. A.D. 1520: die "Gemeind" des Dorfs, "Gemeindern" OAbe等)。

Gmaind Nutz. Ernst; Grundeigentum, S. 56, Anm. 3 🛪 1525 Schemmerberg: wir haben etlich Gmainden, da begeren wir dieselben Gmainden zu niessen nach ainer ganzen

und Allment "OAbeschreibung Riedlingen, S. 326 へば A. D. 1517 Unlingen: "usser denen Ebehäftinen und Gemeinmärken." A.D. 1653 Andelfingen: "Ehiffte

註 森と Allmende の同じな場合の例としては A.D. 1231: in silvis que allment dieuntur, Wirt. Urk. 3, 280,

にし、 團體 明に示すものは Allmende の用益自體に關する關係である。卽第一に Allmende の用益に與り得るものは本來村落 村落の境界と合致する、 て自ら家を營まない村の寄留民、 の様な家屋或は屋敷地を有しない者、 は彼が狭義の村の中に團體員としての權利の附隨する本來の屋敷地を有し、或はその上に家屋を營むことである。こ かくの如き團體所屬の前提要件は人格的には彼がその團體に参加する事を團體によりて認容される事であり、 と考へ得られ、 ら通常亦他の村の Allmende が始まるのである。もとより此處には前述した Münsinger Hart の場合のやうな、 數村を包括する所謂 Allmende の團體員のみに限られる、否寧ろ Allmende ルンリセ A.D. 1273: silvas, rubos, almendas vel aliqua de communibus, Wirt. Urk. 7, 231. (Ernst; S. 57, Anm.5.) 從て亦別個のものとして觀察されねばならない。このやうな地域的な合致にも增して、Allmende の團體性を の根本的特徴はそれが村落團體と密接に關聯することである。 各個村民はそれが團體に所屬する事によつてこの團體的用益權に與るものと考へることが出來やう。 grosse Mark から成立した村境以外の村有地はこれを數へない、それ等のものはその成立を異 村境の本質をなす Zwing und Bann の及ぶ限り村はその Allmende を有し、 所謂 例へば單に土地所有を以て村に與る不在地主、 Seldner; Gehäuset の類は、 の用盆權は村落團體自體の團體權の一部、 恰もそれ等が部落の團體員でないが故に小、 前にも敍べたやうに Allmende の境界は |或は本來他人 の屋敷に寄留し その附屬物 村境の彼方か 異なれる例 Pertinenz 本來

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

の用益に本來何等の權利を有しないものと考へられてをる。(註三)

Allmende

利を認められず、近代を通して激しい村内の權利爭ひの後に夾第々々に彼等にも (しかも多くは甚だ限られた、部分的な) 吾々は前者がむしろ古い、本來の Seldner の形式である事を容易に推知する事が出來る。彼等は本來村の共同用益地に與る權 家所謂 Selde を有するものである。彼等の問から甚だ屢々家を營む權利が要求された事實が文書の上に現はれる所から考へて、 の家屋に起臥する者、住みこみの雇人であつて通常 Gehiuset, Zughaus, Hauswirte と呼ばるゝもの、一は卽自己の家又は借 村の屋敷地を有せず、唯家のみによつて村に住する者である。十五、六世紀には Seldner に二種が認められる、 Soldner は恐らくは Solde, althochdeutsch salida=Wohnung (家)より氷た語であり、村民たるの權利の附屬する本來 一は即主家

Allnemde への權利が認められて來る。それは近代に於ける農村問題の重要な一項目であつた。

curtilia in cadem marcha pertinentibus; Wartmann Urk. d. Abt. St. Gallen. 2, 314. Holz hauen in dem Gemeinmärk denn die Hausräuchin hand auf dem Erbgütern; Grimm, Weist. 1, 256 1420 Bassersdorf: auf die Allmende kann jeder treiben, so inwendig Etters gesessen ist; Sammlung seweiz. Kpu, I 屋敷が共同用盆地の權利の基礎たることを示すもの、A. D. 897 : 6 curtilia in Jonswil cum omnibus usibus Wellhausen: niemand soll

, .s.

391. 其他 Ernst; S. 58. Anm. 11. 參照

落團體と密接不離な關係を有つ事を示してをる。 屢々村の金庫の中に收納せられる。 その期間等を村民全體に對して規律し、又これに對して提起される權利の要求を審議しその許否を決する。それは 更に Allmende の管理も通例村の團體的機關に委ねられてをる、卽それは古來の習慣に從て、これを用益する方法 の一部が他に賣却される場合には決定的な同意不同意の權利を有し、亦 Allmende から上る各種の收入も 即 Allmende はその場所的性質、 用益者の構成、管理の態様等何れから見ても村

註 20, 473' (Ernst; S. 59. Anm. 12.) megen wie es uns füget, und soll uns daran nieman irren ane allain daz wir si nieht ze Lehen ziehen sont. ORh. Urk い事を主張する。 Glottertal の村人は彼等の Allmende 用盆權が彼等自身の權利であつて、 Dinghof im Glottertat: wir (die Bauern) mitgen oeh unser Almänginen かゝる土地が決して領主からの angrifen, 借地Lehen

求し、彼が任意に村の Allmende 殊に森林の上に處分權を有する事を主張する。 要求する様な段階までは唯一步の差にしか過ぎない、事實殊に中世後期以來領主は屢っかゝる所有權を自己の手に要 同意不同意の權を要求し、このやうな狀態の變化が起つた場合には更にそれに對して爾後一定の地代(Zins od. Land-要求するに止る事もあり、或は Allmende を個別用益地に分割し、或はかくの如きものとして賣却するやうな場合に についても村落團體に對立して彼等の權利を主張する、それは或は單に Allmende に對して一般村民以上の優先權を かるに他方に於ては屢"亦、 卽收獲の一定部分)を要求する場合もある。この最後の段階から領主が Allmende に對して直接その所有權を 恰も先に Zwing und Bann について現はれた對立と同樣に、 村の領主が Allmende

註 例へば Zwiefalten から様々の Inndgarbe を徴收する、僧院は唯に村々の Allmende の用益を監督するのみならず、進むでそれが本來 の僧院は殊に十五世紀以來その領下の村々に對して攻勢的態度に出で、 十分一税の他に分割開墾された

僧院の所有地 Eigentum なる事を主張する。例へば十五世紀の Bechingenの村の土地臺帳に曰く、

" item so ist das Gemein-

märk und die Weitraiten alles des Gotteshanses, wer darauf bant, hat die Landgarbe zu reichen. 🚓 🗸 🕫 Gemeinmärk が分割され各個村民の個別用益の下に移された時には、それは全く僧院の恩惠によつて貨與へられたもので、それによつて所 の關係は何等煩はさるゝことなき旨が明瞭に云ひ添へられる、(A. D. 1618, "……nur aus Gnaden verlieben,

世獨逸村落に於ける土地所有の關係

(村松)

am Ei gentum damit nichts begeben.") OAbeschreibung Riedlingen, S. 344. やの製物 (地 1276 Ichenhausen: Neubruche und Wälder sind ungeteilter Besitz der beiden Ortsherren; Wirt. Urk. 7, 469. 1278 A. D. Graf Otto v. Eberstein schenkt Dorf Bahnbrücken u. a. mit silvis, almendis; Wirt. Urk. 8, 75. 1287 D. A. Mörsingen: Gemeinmärke dürfen nur mit beider Ortsherren Willen gerodet, werden (das Dorf ist geteilt). Wirt. Urk. 9, 175. (Ernst; S. 60, Ann. 14.)

即 Zwing und Bann の場合と同様にととでも一方には付民の團體他方には付の領土が Allmende をめぐつて隙 利争ひの當事者として現はれる。彼等の間には屢々永きに亙る燉烈な爭が開始される。鄧に十三世紀に於て吾々は森 や Allmende おおぐりと題出い立然にははいる。 (Urk. Zürich. 1, 229, A. D. 1229 Witichon C立 出 Zürichberg の徳妮報酬~むの様とついて夢々、ibid, 3, 356, A. D. 1264, Ötwil の対比する優田と鞠して Allmende リ朝ヤの耀尾や歩く。Ernst. Grundeigentum, S. 62 f. 物能。) A. D. 1477 五巡 Alleshausen の立と巡りせ 村民と村の領土即 Marchtal の僧院との間に、Allmende の用盆積について争が起り、A. D. 1520 に至つて始めて 妥協案が成立する。即爾後それが傳院の權利にのみ關するやうな場合に於ては院長 Abt 並びに彼が任命する村長 Amtmann (Ammann, Schultheiss, これ等の任命権は通常領土の手にある、) によりて Allmende の権利が行使さ るべく、それが部落 "Gemeinden" に闘する場合にあつては村長と村の裁判(村の裁判は通常最初に村民中から二 人の裁判官が選ばれ、それが更に二名を、更にそれが二名をといふ様に選任される、従つてその最初の二人の選任離 については領土と村落との間に慶、争が起る、Alleshausen の場合に於ては恰もこの 1520 の安協によつて最初に領 主が二人を、永に付落が二人を選ぶ事に決定されてをる、)とが協力して Gebot und Verbot (Zwing und Bann)

院に、 し、それが Eigentum(個別用益地)とせられない限りに於てはその用益權は村に所屬する。千四百九十五年 Ersin-(離二) 又は賣却する場合には、(zu Aigentumb machen oder verkaufen wurden)その部分の土地から僧院は地代を徴收 Zwiefaltendorf に於て、村落は村の領主 der Junker Speth が濫に自己の權利によつて Allmende を開墾し、他の それは從來役人達によつても嘗て爭はれた事はなかつた。 もかゝることは全然前代未聞の曲事である、それ等の森、 地並びに水路をば僧院の所有地とした事に對して激烈に爭ふ、彼等は今にして始めてこの事を知つたのであり、 を管理し、 が認められ、 Zwingen und Bännen liege……eigentümlich sei) として對抗する。この種の例はこれを任意に增加する事が出來る。 (註E) 爲す權利を全然有しない、(dass solcles chne Verwilligung der Gemeinde der Junker mit nichten befugt sei) 部分を菜園として分割し、亦立木を伐採せしめた事に對して抗爭する、「Junker は村落團體の許諾なしにかゝる事を これに對して領主は村の Zwing und Bann に屬するすべての權利は彼の所有である 並びに 1/3は「特に恩惠によつて」村の金庫に収納される。 しかも村長のみによつてその命令は布告されることに定められる、 Bilfingen の兩部落は、 同時に村は爾後僧院の許諾なくして、Allmende の分割賣却等をなすことを禁ぜられる。十六世紀の末 村の領主 Frauenalb の僧院が二十年以前その土地臺帳を改め、兩村の森林、牧 事實長い係爭の後、それ等の土地は村の Allmende なる事 牧地、水路は如何なる場合にも村の Eigentum であつて、 村が Allmende の一部を開墾して個別用益の耕地 森の禁制を犯した者の罰金は23 (Alles, was in Zwiefalter となし は僧 しか

H | OAbeschreibung Riedlingen, S. 343

ORh. Urk. 24, 339 ff. Ernst, S.63

(村松)

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係

档间 OAbeschreibung, Riedlingen, S- 345

註四 Ernst; S. 63, Anm. 28 參照。

de權と結びついてより多く領主側へ歸し、牧地はその村の經濟との密接な關係からより力强く村の手に保留せられる。(翌) しかしながら Allmende の本質にとつて重要なのは、このやうに村から村へと異なる各個の妥協的結末ではない。寧 十七八世紀の土地臺帳が示す處を見れば、遠隔地にある領主、殊に大莊園の領主の下にある村々では通常獪 Allmen-やうな性質のものではなく、むしろ Allmende に對する權利自體の本質から發生するものであることを思はせるから 於て著しい類似が何處にも見出さるゝことは、このやうな爭ひが決して偶然の原因によつて個々の場合に起つて來る ろそれ等が共通に示すあの爭ひ、即 Allmende の所有關係に關する不確定狀態がより重要なのである。 盜し Allmen-しめられ、通常 Allmende の一部は領主に、他の部分は村落にとその所有權が分割せられてをる。この場合森は狩獵 の全部が領主の所有地として登記されてをる、この兩者の間には限りなく多種多様な割合で兩當事者の權利が妥協せ この様な争ひの結果は兩當事者の勢力或は熱心の如何に從つて、村々每に異なつた妥協案で解決せられる、例へば は村の所有地として登記せられてをり、他方村に近接し利害關係密接な小領主の支配下の村々では屢,Allmende をめぐる爭ひがひろい範圍に亙つて多くの村々に於て遍く見出さる」こと、その爭ひの當事者、爭ひの内容等に

を有せず、Alleshausen は僅に 般に次のやうに云ふ。Weil die gemeinen Weiden nit den Gemeinden, sondern der gnädigsten Herrschaft mit Eigentüm Marchtal 僧院の領下の村々に於ては 1721 の豪帳によれば Bischmannshausen, Dieterskirch 以下六村は旣に全然村有森 27-4, Unterwachingen は僅に 12 Jauchert を有するにすぎぬ。1724 の僧院の森林臺帳は

である。

gehören, stehe auch sowohl brenn—wie Bauholz auf diesen Weiden der Herrschaft zu. die Gemeinden hätten nur die

それは殆んどすべて牧地である。OAbeschreibung Riedlingen, S. 346—347. 之れに反して昔から Württenberg 直領の村々は 132 J.A.D. 1562, Heudorf. に於ては領主は 297 J. の森を有し、 Nutzniessung der Weide 兩者の間に Allmende 所有權が分割せられてをる例としては例へば Möhringen に於ては領主所有の森 386 J. 村は僅に 37 Mannmahd (牧地の廣さの單位)の土地を有す、 村有 の牧地

今日猶大なる Allmende を村有として有す。OAbeschreibung Münsingen, S. 302f

に對して明確な自信を缺いてをるといふやうな有様は全然起り得ないからである。 性質のものではなくして、寧ろ當初から不明確な權利關係の中に曖昧に併立してゐた當事者双方の權利が、後に次第 明瞭な内容を有する權利關係であつたにちがひないといふ事である、蓋しそれらの爭ひは何れも、 定せられてをつたのであるならば、あの權利關係の動搖と爭ひの狀態、殊には相爭ふ當事者自身彼等の主張する權利 やうに思はれるからである。もしも最初から兩當事者の何れかに或はその双方に所有權といふやうな明確な權利が に明瞭な觀念の下に持ち來され、その內容的範圍が確定せられやうとする際に兩者の間に起る衝突に基くものである て見得る限り、旣に何等かの形で確定した權利關係が後に至つて出現した反對要素によつて攪亂せられたといふ樣な 第一にこれらの爭ひが吾々に敎へる處は、Allmende に對する權利關係が本來極めて不明確な基礎の上 吾々が史料を通し に立 不

Allmende は全部領主たる僧院の所有地となる、それにも拘らず十八世紀に至つても猗僧院自身昔のまゝに Gemeinmark, ge-等と呼ばれる本來の團體的な土地の上に所有權を主張するについて大に疑ひをもつ、千七百七十三年僧院の僧 の僧院の支配下の村々は唯一村の例外の外は全然村有の森を有しな 古本をの

十六世紀の中葉に於て旣に Zwiefalten

中

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

ĝβ

東京商科大學研究年報

經濟學研究

<u>-</u>

ざることを主張する。OAbeschreibung Münsingen S. 303 (ich kome mit bangem Gemiet an diese Frage, weilen die Suche.....in diken Finstermissen steket) 舊 Allmende と對す Pater Phoidus が著した「土地所有權は誰に所屬するや」に關する意見書に於て彼はその問題が猶大なる疑問を含む事を認め、 る僧院の所有權を結局肯定し乍ら、他方村落に從來通りの用益權を許すべき事、これに對しては何等の地代をも要求すべから の下に持ち來した Ehehiften をば村民の反對に遭つて再び返却する、OAbeschreibung Riedlingen S. 345 A. D. 1726, Heiligkreuztal の僧院は一旦それが所有權

Marchtal と Alleshausen との爭ひに關する文書の示すやうに、Allmende が分割され個別用益地となる事が 事實史料に於て屢" Allmende なる語は恰も Eigentum の反對概念として用ひられてをる。前揚干五百二十年の υZ

的ならざるもの、 せられる。さてこの十六、十七世紀まで屢ゝ通用される意味に於ては、Fligentum なる概念は全く唯消極的に、全體(ml) 體の共同用益地であり、Eigentum とは恰もこれと反對な、全體用益の土地から離脱した土地、各個村民の個別、 Eigetum machen と呼ばれる、その他同様の場合に vereignen, für Eigen einschlägen 等の語が用ひられる。村有 権利を前提とし、 る意味、卽それに對する權利が他者との間に分割せられず、全部が自己によつて用益さるるものの意味に於て用ひら に移つた土地を云ふのである。兩者は亙に相反する槪念であり、その權利關係を全く異にするものとして相五に區別 れてをる。かくの如き消極的意味以上に積極的な内容は猶そこには缺けてをる。それは先づ「全體的」「共同的」の Allmende の中に個別用益地が出來ればそれが特に村の Eigentum として云ひ現はされる、即 Allmende 即個別的に用益さる」もの、の意味に於て用ひられ、ひいては權利の分割された共同所有に反對す。(誰) 唯その否定としてのみ意味をもつてをるのである。 は全 用

Wörth (15 Jahrh. ?): es werden neun fromme Männer aus Gericht und Gemeinde gezogen, "zwischen Allemen und Eigentumb und auch zwischen Eigen und Erbe……zu entscheiden und zu vermarken." Grimm 5. S. 517 f. (Ernst; S. 65. Anm. 33.)

Ernst; Grundeigentum, S. 66. Anm. 37: Das Ungelt ist aigenlich und ganz sinerf ürstlichen Gnaden, (1523).

.....der Herrschaft Wirtemberg aigen untailbarer Vorzehenden (1523)

Ein Zehnte gehörte zur Ufkirche aigenlich.

ein anderer zum drittel, (1416).

中世園逸村落に於ける土地所有の關係(村校)

権利によって制限せられ分割されるやうな場合にも、それが第一次的に自己の権利に屬する場合には等しく所有の概の」なる意味も自ら消滅して來る。今や所謂分割されたる権利の對象、自己の権利が同一の物に對する他人の制限的從つて、先の消極的意味の Eigen が包含した第二の意味、即「分たれざるもの」「全體として自己のみが用益するもの、自ら第一次的に權利をその上に有する状態がこの意味では Eigen である。この Eigen の意味の積極的な變化にる。このやうた場合にその Eigen に對立するものは通常 Lehen である、即他から第二次的に借りたものでないもた所有の概念が現はれる。今や森や Allmende が直ちに領土の所有 Eigen であるといふやうな用例が文書に現はれて所有の概念が現はれる。今や森や Allmende が直ちに領土の所有 Eigen であるといふやうな用例が文書に現けれ

1144

法律的にいへば消極的意味の所有權なるものは所有者の直接用益を制限するやうな制限物

念の下にもち來たされる。

東京商科大學研究年報

經濟學研究

言すれば最後の權利者たるの故を以て當然にその所有權を主張する。(誰こ) 離脱する、 權の存在を許さない、後に述ぶるやうに賃貸地殊には永小作地は土地所有者のこの舊い意味に於ける所有地 しかるに新らしい積極的な意味に於ては賃貸地、永小作地に對しても、所有者は彼が第一次の權利者、 Ø 中 から 換

und Bann, Dieb und Frevel;) die Hölzer und die Almeinde, die da ist, sind der Herrschaft eigen Les Constitution, 200; 1346 Eschau: die Abtissin kann ihr Vieh auf die Weide treiben, "wande der Grunt un die Ei-

例 / Habsburg. Urbar 1, 322; Wülfingen: (Habsburg hat Twing

Ernst; Grundeigentum, S. 67. Anm. 39

genschaft dez Bannes hörest das Gozhus an."

豬前段二四九頁及び二五〇、二五一頁の實例参照。

後段二八五頁——二八七頁參照

以上吾々が見た Eigen, Eigenschaft, Eigentum 等所有の概念の様々な意味その内容の發展の有樣は、吾々 が現

基礎の上に立ち、 在有つやうな明確な所有の概念が猶中世に於ては大いに缺けてゐた事、Allmende の上の權利關係が猶甚だ不明 不明瞭の內容を有した事を吾々に示すであらう。かくの如き不明確な權利關係の中で曖昧に併立し 確な

的所有權の槪念によつて助けられて自己の權利の範圍を明確に定めやうとすることから、(例へば Ersingen 並びに てゐた兩當事者の權利が時と共に自己を確立しやうとすること、(例へば Alleshausen の場合のやうに)殊には近代

何か。 その本質は何處に存在するか、近代的な所有權の概念がそれを與へた以前に、 Allmende の用益權に基礎を與

あの限りない爭ひが起つて來るのである。

しからばかくの如き不明確な權利關係とは

等の場合のやうに)

へたものは何であるか。

にも Zwiefalten の僧院の例が示すやうに、それ等の土地は長く舊によつて Allmende 或は Gemeinmärk 等の名稱を保持 起さねばならぬ。それがその場所的性質に於て、或は之れに對する權利者の構成に於て、更には亦 Allmende 管理 てる等の手配もある程度まで從來通り村落團體の手に委ねられて居る。領主がその所有權に基いて自ら Allmende の(誰こ) 團體から、少くとも形式上に於ては、全く切り離された場合に於ても、多くの場合何等の變化を蒙らない。前述した の眼は先づ第一に村の團體的權利即 Zwing und Bann へと向はねばならない。 團體の土地たる性質を失はない。從て吾々が今 Allmende の權利關係の本質、その基礎を尋ねる場合に於ても、 上に用益權を行使し或はこれを處分する樣な場合に於ても、村落はその用益處分が村落以外の者の利益のために濫用 せられぬ樣に監視する、例へば領主が村內の森の立木を村外の者に賣り渡し、若くは領主が自らこれを使用する場合 先づ第一に吾々は Allmende なるものが本質的に村落團體と密接不離に關聯してをるてふ事實を今一度明確 Allmende が近代的所有權槪念の成立と共に旣に久しく領主個人の所有權の下に持ち來たされて、村全體 その森や牧地は舊によつて村民全體によつて共同的に用益され、かゝる用益の方法時期等を規律し村民に割り宛 村外に於ける建築等に之れを使用する事に反對する。Allmende はそれが領主の所有地に化した後も長く村落(alin) 何れの點から見ても村全體の Allmende なる事は旣に之れを述べた。この間の關係は、注目すべき事に 1、村落 に思ひ

前段二五〇頁及二五一頁参照、その他例へば十六世紀の初頭 Simmozheim の村と領主 Herrenalb 前段二五三、二五四頁、 註參照^c

-世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

の僧院との間に起つた

東京商科大學研究年報

經濟學研究

號

權利の下に屬する事を常に主張し、十九世紀の末に至つても猶村の森の上に "Obereigentum "を有する事を主張する。OAbe-却せるに對して村民は抗議を申込む。(Ernst, S. 68) 民の從來の權利並びに牧畜權(森の中に於ける)を害する事を得ずと定められる。且又その後僧院が村外の者に森の立木を賣 村の森林に關する係爭に於て、僧院はその森を彼の所有地として自由に用益處分する權利を取得する、但し、これによつて村 Grüningen に於ては村の領主は村の森も耕地も牧地も領主

に反對す。その他 Ernst; S. 61. Anm. 16. 牛についてのみ村内の牧地を用益する權利を有す、僧院所有のその他の牛は唯他村の牧地への通路としてのみ村内を通る事が 例へば Wirt. Urk. 4, 73; 1944, Berliehingen の村に於て領主 Sehöntal の僧院は村内に於ける僧院の代官屋敷に屬する D. 1576. Dürman の村に於て領主は森林の上に所有權を有す、しかも村民はその立木が村外の者に寶却さるゝ事 ・参照。

の權利に基いて主張し、事實亦 Allmende に對する權利は 園領主が對立してゐる。 者も双方同様に一方には村の團體が、他方には村の領主或は領主屋敷の所有によつてかゝる領主の權利を承繼した莊 全く同樣た權利關係の不明確がつきまとひ、そこから前者についても後者の場合と全く同様な爭ひが起り、その當事 適用される範圍は卽亦 Zwing und Bann の適用される範圍である。Allmende の用益權には Zwing und Bann と 示してをる。前に述べたやうに Allmende の同意語として Ehafte の語が用ひられてをる。Allmende 事實史料はあらゆる方面から 箏ひの富事者は屢,Allmende に對する彼等の權利を彼等の手中にある Zwing und Bann Allmende の用益權と Zwing und Bann の權利との間の密接な關係を吾々に指し の用益權

通例とする。村が Zwing und Bann を有する場合には村の Allmende や森の用益權も村落團體の手に、反對に前

Zwing und Bann

の權利を有する者の手に存するのを

gen の村に於ては、領主(Habsburg) が Iwing und Bann の五分の一を有し、それに應じて村の代官屋敷には 者が領主の手にある場合には、Allmende も亦領主の所有地として現はれる。Zwing und Bann が二人以上の領主 屬する。時には亦 Allmende に對する權利が卽 Zwing und Bann なることを明瞭に言ひ表はす史料もある。(誰こ) Heimersdorf 所在の森の用益權五分の一、Breitenholz の五分の一、並びに彼の Bann の下にあるすべての山 の手に分割して所有される場合には、彼等の Allmende に對する權利もその割合に應じて分割されてをる。

註一 前段二五六頁註一、Eschauの 例參照。

auf 1/3 an den Reutinen Anspruch. ゃの他 Ernst, Grundeigentum, S. 71. Anm. 48. 参照。 ibd. 175, Reinach: die von Reinach, die 1/3 an Zwing und Bann haben, machen auch

描川 "Darunter (Zwing und Bann) verstand man das Recht,……insbesondere auch über Nutzung der gemeinen Mark zu bestimmen," Götz; Niedere Gerichtsherrsshuft und Grafengewalt im budischen Linzgau, S. 6—7. 闵〈贤 1307 Möggingen Lichtenau: Schwarzach の僧院長は森並びに牧地の上にあらゆる權利と權力とを有す、,, daz da heisset Twinge und Bann." に於て牧地の用益權が Twing und Bann の一部として語られる。(ibd. S. 7) Grimm, Weistümer 1, 426; Ulm bei

その他 Ernst; S. 71. Anm. 49. 参照。

明して居る。それは亦先に吾々が見た所有の概念の發展に於て土地所有關係が先づ第一に全體的共同的な用益權 Allmende よく符合する。古來の獨逸村落の生活 これ等のすべては Allmende の權利が Zwing und Bann を基礎とし、本質に於て後者と同一なる事を明瞭に證 の權利を前提とし、 個別的所有 ――それは大なる程度に於て團體的に統制された生活である―― ・個別的用益權は唯第二次的にその消極的否定としてのみ現はれることと -は先づ第一に

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

團體的 を明瞭 するのである。それは先づ團體的な用益權としての 別的な所有權としての Eigentumの權利はそこから始めて第二次的に發生し成立して來るのである。この最後の關係 に理解するためには吾々の觀察を村の土地の第二の種類即ち個別用益の土地の上に移さねばならぬ。 統制權としての Zwing und Bann の上に立ち、從つて土地所有の關係も先づ第一にはその中から發生し成立 Allmende の權利として現はれ、個別的な用益權、 惹いては個

4

中世の末葉以後殊には十六世紀以後に至つて始めて充分な史料が與へられるのであり、從つて吾々は先づこの比較的 寺院への寄進の關係が規定され、その他の史料に於ても屢"父子相傳の土地が文書の上に現はれてをる。(註) 新しい史料の上に出發點を置いてそれを通して出來得る限り古い型態をも理解するといふ方法をとらねばならない。 獨逸村落の土地所有關係をその全幅に於て、その內面的統一的な關聯に於て理解しやうといふ吾々の目的に對しては、 の量定が行はれてをり、更に八世紀の Lex Alamannorum 中では旣に詳しく個別的相續的な所有地の關係、 てのみ用益される耕地秣地等の存在は、旣に七世紀以來史料によつて證明せられてをる。 個 莂 的用益の土地、 に於ては、 即少くともその主たる收獲の終るまで全體的共同用益がその上に禁ぜられ、 脚を傷けられた被害者が村の前に立ち出でて彼の畑の上で身を動かし得るや否やに從て刑罰 即ち七世紀の Pactus Ala-唯各個家族によつ しかし乍ら 殊にその

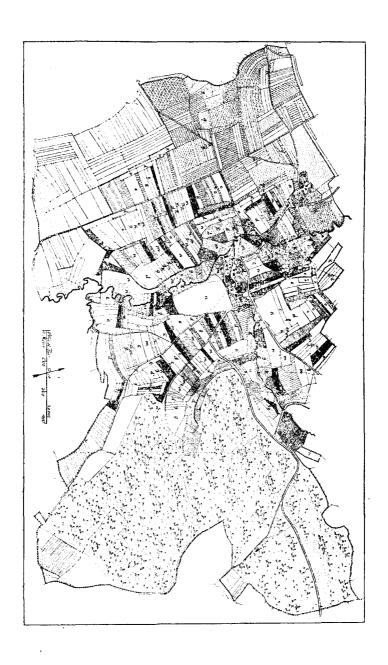
隣家のそれと互に錯雜する狀態を示してをる。所謂錯圃制度 Gemengelage がこれ等の村々に共通する特徴である。 物語つてをるやうに思はれる。 ら次第に一塊一塊と村落團體員全體によつて開墾され、彼等の間に分割せられたことによつて成立した事情を雄辯に も殆ぼ等しい割合で遍くその耕地を割り宛てられてをり、從て全體として各家族の所有耕地は全耕地面に散在し、且 nd (大割り、坪) を含み、それ等の各々も亦夫々特有の名稱 (Flurname) を有する。各 Gewann は (恐らく本來 通常その各々が近接する隣村の名によつて云ひ現はされてをる。各 Üsch は更にその中に數箇の まで絶えす進行し、現在に於ても猶止むでをるのではない。それ等の耕地は通例(その成立に於て恐らくは三圃農法 に後者、森林牧地から開墾せられて成立した事を物語つてをる。事實かゝる Allmende の分割開墾は十九世紀に至る の村を圍むで、これと、村境に接して位置する共同用盆の森や牧地との間を占め、それが狭義の村を中心として次第 このやうな特徴的な土地所有關係の地理的外觀は、それ等の耕地や秣地が狹義の村を中心として Allmende の土地 は完全な權利ある村民の數に應じて)更に數多くの、略ほ近似的な面積を有する細長な Flur, Streif に平行的に分割 と關聯して)三個の Üsche に分れ、(例へば附圖 Hailtingen の耕地圖に於ては北方、西方東方の三區)各個の名稱は 吾々は先づ外的な觀察から始める。村の耕地並びに秣地は、 村内の各家族は(勿論ここでは完全なる村民としての權利を單位として考へるのである) 起源の古い村々に於ては何れも、)何れの 中央に密集する狭義 Gewann, Gewa-Gewann y

二六二頁及び二六三頁所載 Hailtingen (Oberamt Riedlingen の一村)の耕地圖參照

獨逸村落の特性たる牧畜と農作との併行經營の關係から、 これ等の個別用盆の耕地秣地に於ては垣が重要な役割を

中

一世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)



ることを許されない。十六世紀以後編み垣の代りに屢"亦生け垣 lebendige Zaun, lebendige Hage 或は横木の垣 畜の侵入を防がねばならない。もし彼が垣を結ばぬ場合には家畜の侵入から受けた損害に對して何等の苦情を申立て 勤める。 即耕地若くは秣地を個別的に用益しやうとする者は自らそれ等と隣接する牧地との間に垣 Zaun を結むで家(誰))

共に開け放たれて、何人もが(家畜と共に)耕地秣地の上に自由の通路をもつこととなる。ここで注目すべきことは、 る。それ等の垣は一定の場所に數個の木戶口を有し ("die haupt—und anderen Lücken") 個別用益期間の終了と Parre が、勿論次第に木材を節約しやうとする目的から用ひられて來る。時には亦堀 Graben が垣の代りに用ひられ

Zaumrecht の關係は各個用益者の側がその耕地を垣を以て保護する義務を負ふといふ立前であつて、村落團體

身的な垣を結ぶ義務を負擔するに至つたものなることを洞察する事が出來るであらう。蓋し Allmende の方が後から が全體としてその牧地から家畜の個別用益地へ侵入するのを防止すべしといふ立前ではない。恐らく吾々はそこから も元來これ等の個別用益地が旣に存在する Allmende の中に後れて割り込むだものであり、そこから前者の方が受け 一つの大さとして自己を主張しつゝ成立したものとすれば、以上のやうな Zaun の義務は當然また Allmende

本來 Allmende の土地の中から生れ出でたものなる事を示してをる。 者の方に附隨すべきであらうから。かく何れの點から見ても村の耕地秣地は、その外觀的觀察からして旣に、それが 用盆

OAbeschreibung Riedlingen, S. 327. 参照。 更に亦例へば Lagerbuch Murchtul (1525) が示すやうに,, im Gemeinmärk" 註

次頁插入圖參照。

通常それは圖に見るやうな編み垣である。

註二 如き耕地名によつてその Allmende からの由來を示す耕地も存在する。OAbeschreibung Ricdlingen S. 367 参照。



Dörfliche Landschaft. (Zeichnung im mittelalterlichen Hausbuch des Fürsten Waldburg-Wolfegg.)

即それが常に略ぼ同じ Gewann に於ても略ぼ等しい割合ひに於て村の やうな大さ 割宛てられてをるといふやうな、 Ø 塊りの gewann を成 その極め それ て 各家族 計 畫的 が 何 な外 に夫 n

の

加 ځ るに

耕地割宛ての外觀は、

觀 村 0 村落の手に復歸 開墾の結果に非ずして、 に自 Ø 用 成立せしめたに過ぎなかつたやうに思はれ が 開 は)共同 任意に之れを企てる事は嚴禁されて居る。 盆の下 は屢 墾の所産なる事を思はしめる。 由 通例それは永久的な效果を有たず唯一 用盆地 な開墾權 Ó に移される。即先に村の境界につい(註二) 0 亦證明されるやうに村民各個が 開墾は村全體の 如 定期間の後、 について之れを見たと同様に、 き耕地の das Rodungsrecht を有した場合に於 或は他のこれを必要とする村落團 最 成立が決して各個家族 或は事實上の用盆の停止と共に 初から全體的 團 體的行事であつて、 事實多くの に統 時的 制 て、 他方他 村 村 Ø そ な用 0 n 任 × 或 各個家 個 K 意 n た

益權

等

於て

團 的

體

な

Ō

史

莂 は

用 亦 一體員

盆地も亦その成立に於て村の團體との密接な關聯を先第一の特徴とするものといはねばならない。

bung Münsingen, S. 325. 同用益地の上に(,, auf die Gemeind")切り込ませた者、或は石塊等を共同用益地に楽てた者 (auf die Gemeinde steinnen) 村の總有地と私有地との限界の擁護監視にあつた事を見る事が出來る。耕作の際に Allmende の土地を侵した者、その鋤を共 rfpfleger, Gemeindspfleger)の記錄する收納帳簿である。その一頂目即罰金收納の記錄を通して吾々は村役人の主たる任務が その家畜を禁制地に迫ひ込むだもの、森の立木を任意に伐採した者、すべて之等は假借する處なく罰せられる。 吾々が村に關する史料として有するものの一つは Dorfrechnung 即村の財産管理の役員 (die Rechner, Heimbürger, Do-・参照 OAbeschrei-

盐) Schweiz. Rechtsquellen, 16, 2, 1 S. SS2; 1539 Reinach: Gemeindewerch nutzen nach Ritirecht, X, Y,……:(XY 等な ihrer notdürftig ist, nehmen. 即開墾者はここではその一生丈或はそれが必要の間丈用益權を取得する。Ernst, S. 73, Anm. 4. sie ihm sein Lebtag; nach seinem Tod fällt sie an die Gemeinde. Wenn er sie nicht braucht, kann sie ein anderer, der ussligen. 即 Rodungsrecht によつて Allmende (Gemeindewerk) を用益するものは三回の收穫の後再びその土地を明け渡さ 開墾權に基いて共同用益地を用益する各個村民の名)、nachdem sy dry Roub abgenommen, dus sys dann wider lassen ORh. Urk. 14, 283; 1480 Oberachern: Wenn einer eine Röse macht auf rauhem Feld, gehört

れてをる。彼等は Allmende の狀態を變化し、これを分割するには彼等の同意が必要な事を主張し、進むではかゝる を村民の間に分ち、 つては當然それが豫期されるやうに、ここでも村の領主屋敷の所持者が之れに對立する權利行使の當事者として現は い秣地耕地の必要を感するに至れば、村落は多くの場合自己獨立の權利に基いてその Allmende を開墾分割して之れ 亦分ち得るものと考へてゐる。しかるに他方、旣に Allmende に關する權利關係を知る吾々にと

卽通例 Allmende を分割して個別用益地とする權利は村落團體の行使する所である。村民の增加に從つてよりひろ

用益地の成立が偏へに團體的統制の下に行はるゝ行事であり、その權利的基礎は卽亦 Zwing und Bann の權利なる 村に關係する他の莊園領主等は全然この爭ひに與らず、亦與り得ない事これである。 それは Allmende の分割、 所有する事によつて卽亦科の團體的統制者たる地位にある領主のみに限られてをつて、單なる土地所有のみによつて 行を破り獨斷を以て村の Allmende を分割し、これによつて村民側からの激しい反對を呼び起す。そこから當然に長 處分は專ら彼等自身の權利に屬する事をも主張して、村の專斷行爲を攻擊する。時には更に進むで領主自ら多年の慣處分は專ら彼等自身の權利に屬する事をも主張して、村の專斷行爲を攻擊する。時には更に進むで領主自ら多年の慣 事を明瞭に證明するものである。 きに亙る激しい権利爭ひが雨當事者の間に爭はれるやうになる。しかもこの際注目すべき事は爭ひの當事者たる者が 方は村の團體であり、他方は領主屋敷を所有し、從つて之れに附隨すると考へられる Zwing und Bann の權利を 個別

Barbe は兩領主の共同の利益のために (即寺院道路等のために) 使用さるべしと定められて居る。即事實上は同意なくして開墾 mende に開墾伐採等を行ふまじき事が定められ、しかももしも彼等の同意なしに開墾が行はれた時には、開墾地よりのLand den Höfen geteilt. (Sammlung schweiz. Rqu. 1, 1, 1, S. 2) 領主たる Stift Buchan に彼等が村の gemeine Mark を分割した事を報告する。OAbeschreibung Riedlingen, S. 349 ft. 参照。 が行はれることがあつたのである。(Wirt. Urk. 9, 165.) (Mitteilungen aus dem fürstenbergischen Archiv 1, 562). ゃら色 1555 Hifingen: Gitter, welche von den Untertanen aus der gemeinen Allmend zu den Lehengütern gezogen sind 前掲 Alleshausen の例、(二五〇頁乃至二五一頁)參照。 1287, Mörsingen に於ては村の二人の領主の合意なくして All Ernst; 74. Anm. 1577, Kanzach の村役人(Dorfpfleger村の財産管理の役人) 1526 Augst: 35 Jauchert sind vor 40 Jharen zu

描 | Mörsingen の條下參照。 その他 Wirt. Urk. 7, 231; 1273 Nussbaum: keine Rodung ohne Erhabnis von Kl

中

世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報

Feld die allmenden ausgeben noch verleihen ohne des Propsts Erlaubnis. Ernst; S. 74, Anm, 6. g tern einfangen ohne des propsts (von Embrach) Erlaubnis. Gemeinde und Dorfmaier sollen weder in Holz noch Herrenalb. Sammlung schweig. Rqu. 1, 1, 1, S. 495; 15 Jahrh: Berg am irchel: es soll niemand keine Allmend zu

ein von den junkern v. Hallwil (den Inhabern von Zwing und Bann) eingeschlagener Acker muss wieder Wald werden 前揭二五一頁 (Zwiefaltendorf の例) 参照。その他、Sammlung schweiz. Rqu. 16, 2, 1 S. 494; 1599 Oberentfelden:

Ernst, S. 74. Anm. 8

主或は本來村落團體に屬せぬ村の住民、卽 Seldner はこの割宛てに與り得ない。分割割宛てが村の手によつてでは 分割された Allmende の割宛てを受ける者は完全な權利をもつ村民、即本來の村落團體員なる各家である。不在地 領主の手によつて行はれる場合に於ても、この制限は猶常に守られる。

觀照的に示されてをる。卽ち前述した通り、村民が完全な村落團體員たるための資格、完全な村民たるの前提要件は されることであるが、早くからこの關係が物化せられて、狹義の村内に家を構ふること、 もとよりそれが村の團體によつて明示的或は默示的に團體の中にとり入れられること, との 間の關係は後に詳述する狹義の村内の屋敷地と耕地秣地等の個別用益地との密接な關係によつて、より具體的 人格的に團體員たる事を認容 村の垣の中に屋敷地を所有

することがかゝる資格の要件として認められてをる。村落團體員として村民が村の團體的權利たる Zwing und Bann に與る權利が、從つて今やかゝる屋敷地の附屬物と考へられ、更には Zwing und Bann の一つの現れである に吾々が史料を通して見る處によれば、Allmende を分割して個別用益地とする時その割宛てに與る權利、 の用益に参加する權利も、前述したやうに同じくこの村内の屋敷地に附隨する權利と考へられてをる。しかる ひいては

sus, Hof, Lehen 等の語で云ひ現はされてをつて、古い史料に於ては通常 Hufe と Mansus とが、恐らく前者は自由 者がむしろ同意語として用ひられて、前代の Hufe の地位に代るものとして Hof なる語がこれに對立して來る。さ な村民の用益地、後者は莊園の民の用益地として區別せられ、後代に至れば(旣に十二世紀の初頭から)これ等の(誰)) てをるのである。知らる♪やうに獨逸村落に於ては村民が村の土地の上に有つ權利の總體が屢"Hufe, (Hube), Man 本來の權利に於て村の個別用益地を用益する權利も亦同樣にこの屋敷地と密接に結合し、その附屬物として考へられ 村民が村落團體に屬する事によつてその行使に與る權利たる事が示されてをる。卽個別用益の割宛てを受け、これを あるといふあの慣用語によつて明らかに示されるやうに、それ等は何れも屋敷地の所有の上に立つ權利、換言すれば(計三) 更に後代に至るまで常に用ひられるあの云ひまはし、卽屋敷地 Hofstatt が「Hufe の母」, Mutter der Hube"で それ等が元來個々の權利の寄せ集めではなくして、寧ろ互に一體として不離の關係に立つ權利なる事を示してをる。 てこれ等の語は何れもその中に村の屋敷地、個別用益地、並びに共同用益地に對する村民の權利を一體として含み、

註一 例へば A. D. 809(?) Münsinger Mark 内の土地に闘する Horsch Cod. Laur. (Württ. Geschichtsquellen II. S. 150) の僧院への寄進狀に於て、 Hubus 2 et Mansos 2.

用益する者は正當の權利に於て村の團體員たる者でなければならない。

S. 304, Anm. 4.) Schenkungen an Blaubeuren (12 Jahrh.) curtim (=Hof) et duos mansus; tres mansus et quinque 例 / H. Laichingen 1412: Zins de uno mansu quod vulgariter nominatur ain Hub. (OAboschreibung Münsingen

盐三 史料に於ては屢々村内の土地に對する各個村民の權利について特にその Hube mntter たる特定の屋敷の名が舉げられて

中世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

東京商科大學研究年報

經濟學研究

利を主張する場合にも、特に本家の屋敷が Hube mutter として舉げられるのである。 については各分家はその本家の屋敷にかけて、すべて一括されて一單位として敷へられ、從つてそれ等が村の土地に對する權 Hofは一體の大きさとして考へられ、それが分家によつて數家族に分裂した場合に於ても、 村落團體に對する權利義務

體を當然豫想してをるからである。 即割宛てらるべき土地はこれに與る權利ある村の家族の數に應じて同數の Streifen に區分され、各家族がその中の何 號によつて示された各個の部分に始めから分割されてをり、 Allmende たるに止つてをる。但し多くの村々に於ては事實上 ausgeteilte Allmende も測量され區劃され、 であり、従て唯その用益權のみが通例各個權利者の生涯を限り、——例外的には十五年、二十年等一定期間每に籤換 直ちに終局的に各個家族の有となるのではない、所有權の確立以來殊には十八世紀の末以來 Allmende は村の所有地 法は方法自體割宛てが團體的行事なる事を明らかに示してをる。蓋しそれは平等の權利を以てこれに參與する者の團 れを自己のものとするかは抽籤 Los によつて定められる。この際現在に至るまで各個村民の權利は平等と考へらる(誰)) である場合に於ても、抽籤の方法によつて少くとも機會の平等が各家族に與へられてをる。何れにせよこの抽籤の 最初に大割りし、しかる後各個分割を行ふ事によつて質的にも平等を保たうとしてをる)、假令事實上の平等が不可 7 が通例であり(例へば Münsingen 等に於ては割宛てらるべき土地の廣さのみならず、土地をその地味に從つて の用益權の分割、その各個家族への割宛ての際には現在に至るまで抽籤の方法が重要な役割を勤める。 -----割宛てられるのである。卽それは個別所有地とはならず、唯分割されたる總有地 ausgeteilte (但し注意すべきことは近世並びに現在の資料に於ては分割された Allmende は -例外的には割換への度每に區劃するものあり 夫々番 À 能

する。 權利者の死亡したる時はその妻叉は子(通例二十五歲以上の制限あり)が家を織げば直ちに亦死亡者の用益權を相續 從てかゝる狀態は大なる程度まで單に村の所有權の確立に伴ふ法律上形式上の變化と考へることが出來る。)

描 | Oberamtbeschreibung Münsingen, S. 453 ft

それ これ く」等の語によつて云ひ現はしてをる。("verbannen,""in Bann legen.") これによつて吾々はこの分割の本質を(註) 體的統制權自體が否定されるのではない。從つて個別的 る事を「禁制され」、これによつてその個別用益の前提條件を作り出す。しかも之れによつて Zwing und Bann の團 **全體的團體的統制權、** Bann が發動して成立せる土地用益權が即 Allmende の權利である。しかるに Zwing und Bann は唯にかくの如 益を統制し、各個人の任意活動が全體的用益の利益を侵害するのを監視し防止する。 更に明瞭に理解することが出來る。卽 Zwing und Bann が土地に對する關係に於て發動する關係は、先づ第一には さて史料に於ては時に亦森や Allmende が分割され各個用益者に割り宛てられることを「禁制する」「禁制の下に置 によつてその用 極的方向に發動するのみならず、更に亦消極的にも發動する、即それはその自己發動の一方面たる土地に對する が團體的 統制權たるの性質上、 **、盆の範園を制限せらる」のである。** Allmende の共同用益權を自ら否定し、爾後 Allmende の一部は全體によつて團體的に用益す 土地の團體的用益權として現はれるのである。それは團體員全體のために土地用 吾々は後に内容的にも時間的にも個別用盆權が受けるこの種 用益權も猶常に Zwing und Bann の團體的統制の下に立ち、 かくの如き方向に Zwing und

0

制限を觀察するであらう。

中

캂 Urk. 26, 39; 1399 Handschuchsheim: von der Allmende wegen, die in den Ban ist geleit (=gelegt)

treiben, bis der Zehnt und Iandgarb darab kompt und erlopt (=erlaubt) wirt.Ernst; S. 77. Anm. 15 Wintterlin, Ländliche Rqu, 2, 701; 1479 Emeringen: wenn Hölzer und Feld an Ban gelegt werden, soll niemand darein

代の村民としての權利の附隨する屋敷地 前述したやうに古來mansus, Hof (curtis, curtile)等の語が現はすあの二つの意義、卽一方には住屋所敷地として、 地と交換せられる事によつて知られる。史料には arealis legitima, legitimum curtile, casada legitima 等の言葉 その所有地を數へるに當つて單に家數又は各個所有地の口數によらずして、屋敷地を單位にしてこれを數へる。Hof-宛に與る權利の單位である。しかるにこの村內の屋敷地は旣に吾々が有つ最古の史料にも屢゛現はれて來る。 紀以後の史料、時には現在の狀態から觀察した個別用益地の關係を如何程までより古い時代へ遡らせ得られるかを考 へて見たい。このやうな考察を導く手蔓は二つある。第一には前述のやうに個別用益地の成立に際して狹義の村の屋 、現はれ、人々はこの様な「正當の權利の附隨する屋敷地」にかけて自由民に相應する用益權を要求する。それは後(ali) くの如き個 屋敷地が他種の土地の用益權の基礎として有するより重要な意味は、それが屢"その廣さに數倍する他種の土 Hofstatt が演する重要な役割りがそれである。それは Mutter der Hufe であり、 別用益權の團體的制限を觀察する前に、吾々は旣に得られた二三の手蔓によつて、以上吾々が十六世 Hofstatt, Ehofstatt,(E=gesetzmässige) とその性質を全然同ふする。 個別用盆權の基礎、 人々は その割

認められてをつたから起つたものであらう。

他方にはあらゆる土地に對する用益權の總稱としてのあの二重の意味は、恰も屋敷地が古くから他の用益權の基礎と

註 所有の單位としての mansus, Hof. ourths 等については前掲二六九頁註一、二の例参照。更に例へば、in Tigerfeld hat

Kaib 1403 2 Höfe und 6 Lehen von Veringen zu Lehen, (OAbeschreibung Münsingen, S. 304. Anm. 4.)

Hof とその他の土地との交換については、 Wirtt. Geschichtsquellen 2, 127 f, 132; Tausch einer area gegen 3 jurnales,

gegen 5 jurnales, usw. (Ernst, S. 79, Anm. 20.)

描刊 A. D. 833/861 Rundin schenkt an Weissenburg arealem legitimam; Zeuss, Tradiones 155.

Gesch. 3, 31 cum legitimo curtili; Wirt. Urk. 1, 185 A. D. 890 St. Gallen verlangt Marknutzungen auf Grund seiner legitima curtilia; Wartmann 2, A. D. 892 casada legitima in Mundichingen; Quellen z. schweizer

於て屢"各個農夫の所有地或はその一部が Los (sors) 卽籤なる語で云ひ現はされてをる。卽それは旣に八世紀乃至(註) 手懸りをたどることによつて、吾々は吾々が十六世紀以後の史料を通して得た個別用益地の成立その本質的基礎等に 九世紀に存在した農夫の土地についても籤がその成立に重要な役目を勤めた事を吾々に物語つてをる。これ等兩個の 第二には割宛ての方法として抽籤を行ふことも、同様に古い時代に之れを見出すことが出來る。 既に最古の史料に

關するあの觀察が、恐らくそのまゝ亦古い時代の村々にも當てはまる事と考へることが出來るであらう。

Ernst; S. 80, Anm. 22 例 / H In Hirschlanden und Ditzingen 8+4 Mansen und 12 sortes; Bossert; Württ. Geschichtsquellen 2, 204.

圖の上に地理的觀察を行ふ事によつて、恐らくはこの新しい時代に觀察された關係と古い時代のそれとの連續

は更に一つの證明を見出し得るであらう。卽村の屋敷地に近接しその起源に於て一層古しと認められる耕地 世獨逸村落に於ける土地所有の關係(村松)

巾

より村境に近くその成立年代の一層遅れた部分のそれとその形式に於て全然同一で何等の異なる處を見ない。

東京商科大學研究年報

經濟學研究

思はれる。(註) 失つて行く。即古い部分の Gewann についてもその成立の方法は新しいそれと本質的に異なるものではなかつたと 後者は屢,猶その耕地名に於て(例へば "im Gemeinmärk") それが Allmende から分割されて成立したものであ る事を示してをる。しかもそれ等も古い部分と全然形式を同ふし、次第に古い畑に同化し、やがてこの様な名稱をも

で、一般個別用盆地とは恐らくその成立を異にする特別の土地である。之等を例外として除けば、その他の 挿圖 Hulltingen の耕地圖についていへば中央狹義の村を圍む數個の大塊の土地 (℡m) は、後に逃べる領主屋敷の附屬地 Gewann は何れ

もその形式に於て全然同一である。左方點線によつて舊來の村の耕地(中央部)から限られた一帶の土地は元來右方の森と同 して成れるものである。吾々はこの兩區域についてもその Gewinn の形式が全く同じい事、新開墾地が高々測量技術の Allmende であつたものが、左側上方に村を離れて存在する Halltingen の寺院が最近世に於てその所有權を確立し、 開墾 進

以 上のやうに村の個別用益地の成立が村の團體並びにその團體的統制權 Zwing und Bann の上に立つこと、 個別

に於てしか舊來の耕地と區別さるべき形式上の變化を示さぬことを見るであらう。

れが個別用益地であるにも拘らず、猶大なる程度まで團體的統制によつてその用益を制限せられてをる關係に最も顯 用益地も亦獨逸村落を一貫する嚮導概念としてのあの團體的權利、 統制的權力の所産であることは、 個別用盆地がそ

に必要な一定期間文、或は年々新に、或は暗默の中に習慣的に、「禁制」せられ、その禁制期間に於てのみ各個村民 第一には各個村民のその耕地秣地に對する個別用盆權は時間的に制限せられてをる。 即耕地秣地はその主たる牧穫

何人によつても自由に用益せられ得るのである。例へば Grüningen の村に於ては(一四五六年)Georgi (24, April) 個別用絵權は完全に行使せられるのであつて、その以前及その以後に於ては、それ等は共同用益の牧地として村民の から Michaelis (29, Sept.)まで畑が禁制せられる。秣地については例へば Betzenweiler の村では(一五八六年)

には個別用益地も共同牧地と何等異ならない。更に耕地は三圃農法の下に於ては三年目毎に休閑他となり、この期間 共同用益の下に置かれねばならぬ。これ等の關係は一方に個別用益地の個別用益地たるは一に禁制權の發動による事 前の耕地が變更せられて秣地とせられた場合にあつては、 に於ては全年それは共同牧地として使用せられる。與味ある事には秣地にあつてもそれが嘗て耕地であつた場合、卽 入れ收穫に至るまでの禁制期間 ては更に十日の後まで禁制が行はれる。 Walpurgis (1, Mai) の日から St. Ulrich (4, Juli)の日まで、特に村の Ried (共同用益の葦地) 0 (同じ關係から村 個別的所持者と雖もその耕地の上に負はされた共同牧地として用益せらるゝ義務をかくして自由に排除する事 他方同じ禁制權の本質に依つてかゝる個別 |々に於て自由に耕地を變更して菜園 Garten となすことが禁ぜられる理由も理解し得る。 (während der Bänne)のみに止り、その後の解禁期 (während der offenen Zeiten) 即各個村民が個別的用益權を行使し得るのは春の一定日から乾秣や穀類の刈 同じく三年目毎に Brachwiesen (休閑秣地) として全年の 用盆地の個別性が大いに制限せられをる事を示すものであ 内の秣地につい

註 OAbeschreibung Riedlingen 368. その他 Ernst; S. 83, Anm. 25. 参照:

ぬからである。)

第二に以上の關係を別の見地より考へれば、 Allmende の分割は常に一定の必要に應じて一定の目的の下に行はれ

中

世獨逸村落に於ける土地所有の關係

(材松)

乾秣收穫を目的とする秣地、

葡萄栽培を目的と

るのである。

從つて個

別用盆地は例へば穀物收穫を目的とする耕地、

東京商科大學研究年報

經濟學研究

する葡萄畑のやうに夫々一定の職分を有し、その主たる職分を果すに必要の期間丈個別用益地として認められるので ない場合には個別用 そこからもしもそれ等の土地がその職分を盡さない場合、これを個別用益地として用ふる必要が旣に認められ 益地たる事も亦當然消滅する。 耕地その他が長く用益されず荒地となり、 森となる場合には、

地を荒蕪に委せて、その上に領主が楯を懸ける事が出來るやうな木が生ひ茂るまでに至れば、 Grimm, Weistümer, 4, 162; 1364 Widensohlen: und so das Jar umbkummet, so mögent die Banherren die Güter an ziehen, die unverzinset sint. | || | | | || || || Eigen の村に關する史料は甚だ觀照的である、 その土地は

る領主の有に歸る。(註)

の土地は最早從來の各個用益者の手に止まつてをらぬ。それは再び

Allmende として村全體の、或は Bannherr た

料文獻については Ernst, S. 84, Anm. 27. 参照。 並びにその村の所有者である (" dero der Zwing und das Ampt Eygen ist.") 領主の有に歸る、Argovia, 9, 即個別用盆地の所持者がその土 Zwing und Bann ٥٦ その他 の史

ならず注目すべきことには果實に於ても寧ろ村落全體の利益のためにその伐採、 同じ關係から亦次のやうな個別用益者の權利の制限が說明し得る。卽割宛てられた土地の上に從來から立つて居つ 或はその上にその後自然的に野生した樹木は直ちにその土地の所持者の有に歸することなく、その木材のみ 採取等の權利が制限せられる。 通常

は一定の對價を納める。但し特に彼等が栽培した樹木、少くとも栽培の勞を加へた樹木の用益權は彼等の手に委ねら 各個村民は村長 Bürgermeister, Baumeister 等の認諾を得すしてはそれ等を處分する事が出來す、處分した場合に

價を支拂ふことを申出でる。OAbeschreibung Riedlingen, S. 367—368. ruule Eichen und sonst ruuh Holz uuf seinen Äckern und Wiesen) 伐探する事を乞ひ願ひ、これに對しては少額の對 Buchau の Protokoll によれば、例へば一六〇三年 Betzenweiler の村民の一人が彼の畑及び秣地の上の野生の木を(etliche 所持地の上にある場合に於ても、Buumeister の許可なくして伐採し又は採集することが出來ない、Baumeister との間に話が 調はぬ場合にはその土地からこれを取片づけ、或は更に之れを燒き棄てることが出來るが、決して家に持ち歸つてはならぬ。 十六世紀の Ertingen の村の掟書によれば何人も村の Zwing und Bann 中の立木又は野生のまゝの落木をは、それが彼の

定される。その他の史料文獻については Ernst, S. 84, Anm. 28. 參照 Studtgericht に訴へる。判決によつてその梨は栽培せる果實 (geschlucht) であり、從つて Michel 個人に屬するものと決 五一五年 Gebersheim の村はその村民の一人 Michel と後者の畑に立つ梨の木の木並びに果實の所屬を争ひ、Leonberg

村落團體或はその村民の各個に優先的な買戾し權 das Losungsrecht 者に賣却する事は許されぬことである。もし土地が賣買又は遺産相續によつて他村の者の手に渡るやうな場合には、 のが本來 Zwing und Bann の下に村の全體の住民によつて所持せられ用益さるべきものであり、從てこれを他村の めて他村に賣る事は許されぬ、村内に生じた樹木或は麥藁はこれを村外に持出して賣ることを得ない。否土地そのも(註) これを村外に持ち出すことを禁ぜられる。村の牧地の上に他村の家畜を牧はしめ、或は家畜の飼料(樫の果等)を集 これと同樣な個別用益權の團體的制限はその他にも樣々の方向に示されてをる。例へば村の土地の上に生ひ出でた それが Allmende の上なると個別用盆地の上なるとを問はず、先づ第一には村内に於て利用せらるべく、 が認められる。個別用益地は何れの方面から(ホサトト)

Bann の上に立つてをるからである。 而して然る所以のものは即個別用盆地なるものがその成立に於てその本質に於て全く團體的な統制權 Zwing und有権者が最後には唯一完全な處分權によつて自由に處分することを得るやうな意味での個別的所有地では全くない。見てもその上に大なる程度まで團體的な制限を負ふてをる。それは今日の意味の個別所有地、これに勤してはその所

- 1547 Vogtbüchle von Bühl: kein fremdes Vieh auf die Weide nehmen, nicht Ecker lesen und ausserhalb des Fleckens verkaufen. Heumaden: kein Brennholz von der Bürgergabe verkaufen. Wintterlin, Ländl. Rqu. 2, 138; kein Stroh aus dem Flecken führen. ORh. Urk. 1, 13; Ingersheim: alle Gestreue (=Gesträuche), die in der Mark werden, sollen auf der Mark bleiben, (Ernst, S. 85, Anm. 29.)
- | 1504 Vogtgerichtsbuch Kirchberg: Güter soll man nicht an Ausleute kommen lassn, denn es ist einem jeden Flecken tröstlicher und nützlicher, dass die Güter in seinen Zwingen und Bännen von den Einwohnern besessen und in den Flecken genossen werden. 1403 Mössingen: niemand soll liegendes Gut an Fremde verkaufen. Ernst, S. 85, Anm. 29.

別用益地が成立する際、即 Allmende が分割され割宛てられる際に、それ等の兩當事者、即一方には村落團體、他方Bann 自體について或は亦 Allmende の用盆權について見たと同様な、あの兩當事者の權利爭ひが附隨して居る。個ものに他ならない事は明かであるが、恰もとの關係から、他方か」る個別用盆權の上にも、先に吾々が Zwing und礎の上に成立せるものであり、その本質に於てか」る團體權が消極的、自己否定的內容をとって土地の上に發動した数で以上吾々が述べて來た處によつて、土地に對する個別用盆權が本來團體的統制權たる Zwing und Bann の基

には領主屋敷の所持者たる村の領主の間に爭はるゝ權利爭ひについては旣に之れを述べた。割宛てが旣に行はれ、(註)) 他方には 個

別用盆地が旣に成立した後に於ては、この兩者の對立は一方には各個村民のその土地に對する個別用益權、 領主の個別用益地に對する地代要求權となつて現はれる。即從來 Allmende であつた土地が個別用益地として割宛て 地からこれに相當する樣な收入を全然擧げてをらぬ場合にも、彼の要求權には何等變りがない。前に引用した Alles-られるが否や、領主はそれらの土地に對して爾後年々一定の地代を要求するのが通例であり、その際領主が從來その土

る場合には、僧院はそこから爾後地代を徴集する。勿論この場合にも村落自體かゝる要求權を掲げて領主とその權利(註三) hausenと Marchtalの僧院との妥協案によれば、前者が Allmende を分割し、これを Eigentum (個別用猛地) とす を爭ふやうな場合も缺けてはゐない、しかもそれは通例甚だ稀である。

前段二六六頁二六七頁參照。

更に例へば Junker Speth の領下にある Ittenhausen の村に於ては(一五三〇年)分割され割宛てられた Gemeinmärk は 前段二五〇頁二五一頁參照。

sollen die Leute von A. gleichen Teil daran haben Sammlung schweiz, Equ. 1, 1, 1, S. 209; 1479: wenn der Inhaber des Kelnhofs Altikon Allmenden verleiht um Zins,

何れも收穫九分の一の Landgarbe を領主に支拂ふ。OAbeschreibung Riedlingen, S. 344

主に地代を納むる義務を負擔する事實である。十七世紀十八世紀以後、土地臺帳が吾々に單に當該莊園領主に從屬す る土地のみならず、屢、亦村内のあらゆる土地を列擧記錄する場合、そこにはこの様な地代負擔から自由な單に國家 これと對照して考ふべきことは、吾々が充分に史料をもつ時代に於ては、獨逸村落内の個別的用益地が何れも皆領

買上げる。Marchtal の僧院も亦 Alleshausen の村に於て 1580 年同じく屋敷付の自由所有地一口を買上げる等)にあ のとは考へられ得ない。一般にシュワーベン地方の如きその移住の古い地域に於ては、自由な土地所有の存在その莊 が史料から知り得る限り、このやうな自由な土地所有の消滅は決して莊園領主の買收兼併によつて次第に成立したも に於ては總計 1-1-Jauchert, Dieterkirch に於ては日數四つ、合せて 2 Jauchert 等の如くである。しかも他方吾 由な土地として記されてをる。例へば一七二一年 Hausen の村に於ては合計僅に 2 Jauchert, Reutlingendorf つても、吾々が仔細にそれ等の土地の由來を觀察すれば、通常それ等は從來から一定の地代を一定の領主に對し負擔 僧院の手に入る以前から旣に他の莊園領主の 手中 にあ つて、從來旣に領主に對する貢納的負擔を課せられてをつた tal, Heiligkreuztal 等の僧院の土地目錄によつて吾々が各個の土地の由來を知り得る限り、それ等は通常、それ等の 園領主の手への移轉等に關する史料が最初から缺けてをるのがその特性である。事實亦例へば Zwiefalten, March= しかも數多の所有者によつて夫々極めて微細な大きさに分割されて所持せられるやうな土地のみが、時々例外的に自 に對する公法的負擔のみを負ふやうな所有地は全然存在せぬのが通例であつて、高々數 して居て、唯後に述べるやうに元來不明確な所有關係の中から所有權が確立せられる際に、 Dürrenwaldstetten の村內より 1560, 1576, 1607, 1671 等の年に農夫の自由所有地--しかも屋敷附の土地 Hof-を は何れも從前 Augusburg の Domkapitel の領下に屬し、これに一定の地代を負擔してをつた、Alleshausen 各個村民の所有權に移つた様な種類の所有地たる事が明にせられるのである。前述の 例外的に時々自由な所有地が農夫の手から僧院に買上げらる 4 場合(例へば Zwiefalten)の僧院は Jauchert 偶々領主の所有權にでは Dürrenwaldstettenの諸 の廣さをもち、

の 0 主に對して地代負擔を有する事が通例と考へられねばならないのである。(tt) 存在であつて、寧ろ一般農民の土地所有については、 場合の如きこれである。 所有地)が賣却せられて農民の手に移る事によつて自由な土地所有が成立する。例へば一四○四年 Hundersingen 成立する。卽それ等の自由な土地所有は何れも例外的な、 についても亦事情は全く同じい。時には亦本來かゝる負擔の附隨しない領主の がその所有者たる領主 Speth によつて "unvogtbares und undienstbares Eigen"として賣却せられる 時には亦農民が領主からかゝる負擔の発除を買ひ取る事によつても同樣の自由な土地 か」る自由な土地所有の不存在、 明らかにその由來が說明され得るやうな後代の起源をもつ allod(領主の父祖傳來の自由 村内の個別用益地は何れも領 所有が

5 年以前) Oberamtbeschreibung Riedlingen S, 386 f. Konrad v. Nippenburg ほその所有耕地を自由所有地として數人の農夫に賣却する。 Heimerdingen に於ても (一五一九 同様の例が記錄されてをる。地代負擔の強除を農民が買ひ取つた例としては、例へば一五六〇年以前に於て Inufen 自由土地所有が領主の土地の寶却によつて成立する場合の例としては、 の村民が St. George の僧院の領地に於てこれをなした例がある。Ernst; S. 86, Anm. 32. 猶自由所有地の存在狀態については OAbeschreibung Münsingen S. A.D. 1404 Schwieberdingen に於て領

他に方法を見出し難いやうに思ふのである。 すれば、吾々はこれを先に吾々が十六世紀以後の史料に基いて明かにしたあの關係から、 盆地が成立する場合には、 成立が決して各個莊園領主の土地買收或はこれに對する各個自由農民からの土地寄進等によつて説明せられ得ないと さてこのやうな一般農民の自由な土地所有の不存在が古來からの獨逸村落の通常狀態と考へられ、 後者の上に最初から領主に對する地代負擔が附隨するといふあの關係から、 吾々は旣に、 吾々が後代の史科から觀察したあの 卽 Allmende 個別用盆地成立の過程 且か 説明するより から個 7 る狀態の 別用

東京商科大學研究年報

經濟學研究

吾々は亦村落內の耕地の地理的觀察からもより新しい時代に成立した個別用盆地とより古い時代のそれとの間に同樣 る權利の基礎たり尺度たる狹義の村内の屋敷地について、第二には割宛ての中心的方法たる抽籤法に於て證明した。 より古い時代にも恐らくそのまゝあてはまるべきことをその重要な要素に於て、即第一には土地割宛てに參與す

限り、 亦古い時代にも妥當したと考へざるを得ないのである。 成立過程を根本から支持する Zwing und Bann の本質から同じく發出すると考へられるあの土地所有の不自由 その成立過程の全體と密接不離に結合してをるやうに思はれる土地所有の不自由性、 即土地所有の關係全體

の本質的類似と發展の連續とを見出し得た。これに依つて之れを見れば、少くとも十六世紀以後の史料が吾

々に語る

領主の地代要求權が對立して、その各々が同じ Zwing und Bann の基礎の上にその權利を主張するといふやうな 不安定な關係は、その他様々の關係に於ても同様にこれを見ることが出來る。例へば領主も各個用益者も同じ土地の 莂 |用盆地に附隨するこの不安定な權利關係、 即同一の土地について一方には各個村民の個別用盆權が、 他方には

上に互に獨立にそれを遺贈し、それを賣却し、その他一般にこれを他に譲渡する權利を有する。吾々が有つ最古の史

ゲ ル た權利をそのまゝ承繼して行使する。 料に於て殊に屢 *、莊園領主は彼の土地を、換言すれば彼がその土地の上に有する諸權利を、 の者に讓渡し、被讓渡者は爾後前所持者に代つてそこから地代を納め、その他各般の前所持者がその土地の上に有し ン諸民族の國民法は何れも農民が土地を賣却し、 他方各個農民も昔から彼の個別的所持地の上に獨立な處分權を有してをつた。 贈與し得る事を前提としてをる。Lex Alamannorum はすべ 他の通常彼と同じ身分

ての自由民がその土地を教會に寄進する權利を有する事を强調する。 九世紀初頭の Capitular は(A. D. 805)貧し

い自由民が有力者によつて彼等の土地を本意に反して賣却し又は寄進するやう强制さる」べからざる事を布告する。

に早く、 Lex Burgundiorum に於てはブルグンド人がその個別用益の土地を (sortes suas) 餘りにも容易に分割譲渡する事實 院その他へ譲渡する權利を有する旨が判決せられる。(Fürstenbergisches Urk. 5, 71.)十三世紀以後に於てはか の自由民が彼の同意を得すして寺院に土地を譲渡するのを禁じやうとし、裁判に於て、自由民はその所持する土地を寺 上げ、(Hanauer; Les Constitution, S.88.) | 一八五年には Königsstuhl に於て Heiligenberg の Graf はその領 が確認され、アングルザクセン法に於ても自由民は彼等の相續的所持地を譲渡し得る權利が認められてをる。 兩權利者の對立は吾々が通例見る處であり、それは古い時代に於ても何等異なる處はなかつたと考へられるのである。 Ernst; S. 89, Anm. 36. 徐熙° Lex Burg. 84: quia cognovimus, Burgundiones sortes suas nimia facilitate distrahere. 例へば一一七〇年 Maursmünster に於て僧院は彼が他に移轉せしめやうと欲する農夫からその所持地を買

Lex Angl. 13: libero homini licent hereditatem suam cui voluerit tradere.

附隨する賦役の義務並びに權利の大さに對する爭ひ等がこれである。それ等のすべては兩當事者の何れもがその(ti) ひとを自らその中に含むやうなものであつた事を證明するやうに思はれる。 を主張するについて確固たる權利の基礎を缺いて居ること、かゝる權利の基礎が猶不安定不明確であつて、 權利に關してのあらゆる動搖、樣々な爭ひを說明し得るやうに思ふ。例へば土地の相續權に關する爭ひ、 には排他的に自己の意思のみによつて目的物を處分し得るやうな所有權者は猶存しなかつたものといはねばならぬ。 かくの如く同じ土地に對して兩個の權利者が不安定に對立する處から、 吾々は史料を通じて見るあの土地に對する 後代に見るやうな確立した所有權、 或は土 動揺と争 權利 最後 地に

註 義務負擔が繼續せられ、 題を全然考慮に入れてゐない。その理由は勿論土地が事實上農民によつて永代相續せられて、從來通りの用益權、 については、兩當事者共何等考慮を費してをらぬ、例へば約一三〇〇年のハツプスプルグ家の土地目錄のごときも、 これ等の關係に於て如何に不安定と動搖との狀態が支配してゐたかを、觀照的に一つの例で示さう。大約十三世紀の末まで 農民の個別所持地に對する彼等の權利が何に基くか、それらの土地が如何なる形式に於て所持せられるのであるか等 兩當事者の間に何等問題が起らなかつたからであらう。しかるに十四世紀と共にかゝる關係が次第に 從來通りの かゝる問

僧院によつてその好む所の者に貸換へられ得ることを布告した。但しかゝる規定は事實上空文にすぎず、事實上は農民の土地 後僧院の土地の所持者は單にその一生を限り(anf Einen Leib)とれを小作し得るのであつて、農民が死亡すればその土地は 納を徴收せらるゝことなく行はれてをつた。しかるに一三五九年僧院はその領する土地のすべてが Filllehan なること、 と共にその子がこれに代り、生前之れを譲渡する場合に於てもそれは僧院の許諾を得るを要せず、從つて譲渡の際に何等の貢 ることを確立しやうとする努力が僧院によつてなされる事がこれを證明する。例へば一七一〇年僧院が Grüningen の村との間 相續が從來通り一般に行はれたらしい。繰返し同樣の趣旨の努力が、殊に少くとも農民の土地讓渡の際に僧院が認諾權を有す として僧院はこの村の土地に永小作權を與へ、その後亦これを買收して Falllehen とする。OAleschreibung Riedlingen, S. 380 に取定めた規定に於て、この認諾權が明らかに規定されてをる。一四九九年 Friedingen の村が大牛燒滅した時、 例へは Heiligkreuztal の僧院について見れば、一三五九年迄僧院の領地は事實上永代相續的に農民によつて耕され、父の死 廢墟開墾の値

吾々はこの關係を、 既に前に一度觀察した所有 Eigen の概念の發展にかけて考察することによつて、より明か

に理解し得るであらう。 又 zu Eigentum machen と稱する。前述の通りこの場合の所有の概念は唯滑極的に共同用益の否定、即個別用 旣に述べたやうに Allmende が分割され個別用益地となる事を史料は時に vereignen と稱

の如き意味は古い史料が時に示すこの語の實際的用例によつて亦これを證明する事が出來る。例へば八九〇年 益 の狀態を意味し、 進むでは他人と用益權を分たず自己のみが直接用益する狀態を意味するに過ぎぬ。 所有權 の かく

Gallen の僧院は、それが寄進によつて獲得した Hofの用益權を主張する際に、寺院はすべての自由民が彼の所有權 の個別的用益地を意味するに他ならぬ。(Wartmann; Urk. d. Abt. St. Gallen, 2, 281 f) 或は八九一年 Graf Urlich に基いて(de sua proprietate) 耕地並びに森林、これに附屬する牧地並びに木材伐採の權の上に合法に有すると同 の用盆權を要求する。卽そこで所有權とは吾々が先に觀察した樣な共同用盆地への各種の權利の基礎、尺度として

が Adorf の僧院に寄進した土地の中には Hugibald その他の自由民の所有地を含むでをる。 農民によつて用益される領地と、領主自ら直接に用益する土地とを土地臺帖に於て區別し、後者のみを領主の所有地 がその上に有する權利の讓渡が意味さるゝにすぎぬ事を證明する。(Wartmann 2, 292) 更に又莊園領主が相續的に る農民の相續的用益地が所有地と稱されたこと、更には寄進される土地が必ずしも寄進者の所有地ではなく、 (云々の土地は先には僧院の所有の土地 aigentümliche Güter であつたもの、今は某々に相續的に貸與へ 卽それは領主の下にあ 單に彼

を意味し、今日の意味の所有權とは全く異なる權利內容を示してをる。 これによつて所有權が農民の手に移るものと考へる時、それらの所有權とは何れも直接自己によつて用益される狀態 てあるといふ様な用例がこれである)、或は領主が先祖傳來の所有地 Allod を分割し農民に相續的に貸與する際に、

Jahren des Closters afgentümliche Güeter gewesen 92 f 参照。 Lagerbuch des Stift Sindelfingen: erbliche Höfe, die 7 Mönchhöfe genannt, welche Lagerbuch des Kl. Bebenhausen, Oberöschelbronn, (Rubrik

東京商科大學研究年報

經濟學研究

Lagerbuch Bebenhausen über Altdorf (1561): Wiesenzinse von Wiesen, so vor Jaren des Klosters B. eigen gewesen und

um Zins erblich und ewiglich verliehen worden. Ernst, S. 93, Anm. 42

権者たる事を主張する。彼等は共に、新に土地に對する權利關係の基礎として確固たる形をとつて來た所有權の上に、(世口) 伴つて、當然從來の兩權利者の間に爭ひが起らずにはゐない、時には領主が時には農民が同じ土地について各々所有 有地であつて、且某農民へ永代貨與されてをると云ふやうな用法が普通になる。しかもかくの如き所有概念の確立に 從來の用益權を基礎づけやうとする。この場合勿論領主の側が一層攻擊的であり、殊にその領主が小なれば小なる程 地代を納むる樣なあらゆる土地について、彼が最後の權利者たること、卽彼が所有權者たることを主張する。今や云 世紀以後に於て屢"これと對立する。卽今や領主は土地が彼によつて自ら直接用益さるゝと否とを問はず、寧ろ彼に 換言すれば彼の土地に對する利害關係が密接であれば密接である程より大いなる程度に於て攻勢的であつた。そして 々の地は領主の貸與地であつて、且某農民の所有地であるといふやうな言ひまはしの代りに、云々の土地は領主の所 この約十六世紀頃まで存續する古い所有の概念に對して、新しいより積極的な內容をもつ所有の概念が、 殊に十三

十六世紀と共に一般的に農民の個別用益地の上に領主の所有權が確立せらるゝとはいへ、他方にあつては、 このやうな攻勢が、一般に個人主義的な權利關係の確立に好都合であつた近代初頭の風潮に乘じて、結局勝利を占め、 前に旣に

に住してその勢力の大いに及び難い場所にあつては、屢〝亦新に確立した意味の所有權が農民の側に認められ、領主 觀察した Dürrenwaldstetten の村に於ける Augusburg の Domkapitel の領地の場合の様に領主が遙か遠隔の地

收納の權利のみに局限されて了ふ。否前に述べたやうに、Falllehen の制度がこの永代小作の慣行に反對して强制さ(ホホン) れ、領主の權利が一層有利な地位に於て認められる場合に於てすら、その多くは空文に終り、實行はこれに伴はなか 伴つて土地の分割譲渡は全く從來に異ならず續行され、事實上領主の權利はその所有權にも拘らず、從來通りの地代 は唯一定の地代收入に甘んずる様な場合も缺けてはゐなかつた。且假令形式上領主の土地所有權が認められた場合に(誰五) 於ても、事實上の效果は必ずしも直ちにこれに伴はない。永小作の慣習が從來通り行はるゝ村々に於ては、 相續と相

つた。近代に至るまで村落の土地の上の權利關係の不安定は様々な形に於てその影響力を失つてゐない。

揾 | Urk. Heiligkreuztal 1, 384: Klage des Klosters H. über die Behandlung der Güter, "die des Gotteshauses eigen sind und die der Bauer von dem Kloster zu Lehen hat." Ernst: S. 94. Anm. 44.

註二 一四五六年 Beutelsbach の村に於て領主 Stift Stuttgart と從來その借地人 Lehenmann たりし者の子との間に耕地の買 genman vor meniglichem recht haben zu lösen und zu lyhen."裁判によつて價院はその "nigen Gütern" の上に買戻權を das des Lehnmans kinde oder yemen anders vor dem algenman recht solt haben zu lösen, besunder so solte der al-戻権について爭ひが生じ、僧院は Ligenmann(所有權者)として次の如く主張する。; sie hofften, es weren an keinen recht,

Gut lasse seubern und das Holz darab kem, möge der Algentumbsman denselbigen Boden wider an sich ziehen und mit den Früchten darauf sein Nutzen schafen." 卽この場合には僧院の永小作人が Aigentumbsman 所有權者である。 五六一年 Wurmberg に於て Kl. Maulbronn の永小作地の上に生じた立木についての文書。, und wan die Gemeind soleh

有することが認められる。

註三 ◆に於ける自由土地所有の缺如は從來共小なる僧院領主の攻勢が大いに强烈であつた事を物語る、 前掲 Dürrenwaldstetten 以下の村々に於ける僧院の農民所有地買收のごときはその攻勢的標本である。それ等の地方の村 同じ方針から僧院は新に得

た領地内の自由所有地を撲滅しやうとして買收する、買收された土地は通常 Falllehen として從來の所有者に貸與せられる。

前段二八〇頁參照

これに反して例へば Feldstetten の如き古來 Württenberg の侯に直屬した村に於ては狀態は大いに異なつてをる。一六○

分布、 ultheiss Griesinger は 1075 lb Heller の値ある自由所有地を有し、その他のものも夫々 1621 lb の土地、或は 819 lb の上 りは近い時代に自由な土地所有が成立した際の特別事情による事を思はしめる。通常の例は同一人の手に自由な所有地と領主 〇年の村の租税帳簿によれば全然自由な土地所有、 に對して、古來 Württenberg 直領の地に於ては、 からの小作地とを併せ有する狀態で、この種のものにあつては自由な土地所有は相當の大きさを示してをる。例へば村長Sch-であつて(例へば半分の家、1 Jauchert ęр 即小なる騎士僧院の領村に於ては最近に於ては、村の Allmende は通常存しない、すべてが領主の所有に歸してをるの 33 Jauchert のひろさの土地等を自由所有に於て有してをる。それ等の關係は前述した Allmende の畑並びに狭い菜園等の如し)次の場合と比較して、 多くの村々が村有地として今猶これを保有する關係に照應する。 即公の租税のみを負擔する土地所有は(その數は甚だ多い)何れも小所有 それが昔からの遺物であるよ に對する所有權の

OAbeschr. Münsingen. S. 299 - 302. 参照

註五 その他の例は Ernst, S. 94, Anm. 16. 註四

前段二八〇頁參照。

註六

前段二八四頁參照。

七 結 語

村 の中には以上の他猶吾々に觀察すべく残された異なつた種類の土地がある 即第一には垣の中なる農民の屋敷、

は、 nud Bann の發動した結果の關係であるよりは、寧ろ Zwing und Bann が發動する源、その本據として常に吾々の あるといふ一般的常識的な雨者の相違のみならず、旣に前者が從來の吾々の觀察に於て常に單に後者のやうに Zwing Zwing und Bann に對する具體的な關係は必ずしもこれまで吾々が觀察して來た村の共同的並びに個別的な用益地と 領主の屋敷は亦領主が に亦村落團體との密接な關係、殊にはその團體的統制の中心であるあの Zwing und Bannとの密接な關係を吾々に示 Allmende や個別用盆地の權利關係の理解に必要な限り、 第二にはそれらの中に於て特に他と異なる形式を有する領主の屋敷がそれである。 よりもより大いなる租税の徴收權を有し、 違は亦その上に及ぶ村の領主の支配權の上にも現はれる。屢"領主は垣の中の土地に對しては、垣 前に現はれることが、 同じ平面でこれを論じ得ぬやうに思はれる。 示されて、 多くの村々に於て屢、垣の中の狹義の村と垣の外の用益地とが區別せられ、 亦 Zwing und Bann と密接に關係してをる事はこれを疑ひ得ない。他方しかし乍らそれらの成立、それらの 農民の屋敷は村民が村の團體に屬し、 前者の即狹義の村の附屬物 Pertinenz なるかに考へられ取扱はれてゐる事實である。かくの如 村の團體の中心となり、 兩者の間に存する意味の相違を明かに指示するやうに思はれる。これと關聯して考ふべき事實 裁制權に於ても垣の外の一般用益地の上では、 從つて叉村の權利 Zwing und Bann に與る權利の基礎である、 住居の地は他の用盆地に比してより本源的な自明的な個別 その上に統制的支配權を揮ふ唯一の根據である。 旣に屢々吾々の筆に上つて來た、そしてその際それらは常 後者のみが特にBann の領域として それらはそれが他の種 通常單に下級裁判 それ等がその の外の土地に對して 所持の土地 き兩者の差 權 同様に 成 土地 立 み 12

村の領主に許され、

高級の裁判權はその地方の領主

Landesherrschaft

の手に存するのに反して、

垣の

中では村の

世獨逸村落に於ける土地所有の關係

(村松)

地

は、 のといはねばならない。これらの問題に對する解決が到達せられた後に始めて、 Ernst 根據については、學界は猶確立した意見の一致に到達してゐない。殊に Victor Ernst による Zwing und Bann 理解を得せしむるものであらう。特に領主の屋敷 Herrengut と Zwing und Bann とのあの密接な結合の起源その 結合に於ても垣の外の部分に比して一層緊密であつた事を物語るものといはねばならぬ。從つてそれらの種類 正しく解答せらるゝであらう。 ずしも多くの疑點なしにではなしに結論を與へてゐる個別的土地所有權の成立といふやうな問題もその全體性に於て の本質に關する新しい理解の確立、 の充分な考察こそ始めて村の本來の性質を明かにし、從つて又 Zwing und Bann の本質に對しても一層つき入つた の村がそれ自體としてその垣の外の地よりもより大きな程度に於て一體をなして團結してをつたこと、村と領主との その間の關係のより詳細眞劍な研究とそれによる論點の闡明とを大いなる課題として今後の學界に課してゐるも 高級の裁判権に對してもその權利を要求し得るのである。(註1) しかし乍ら本論文起草の時期甚だ遅れ、 ひいては彼がその上に建設した通説と甚だ異なる兩者の結合に對する學說の發表 それらの事實は何れも、 既に締切の期日に大いに遅るく狀態にあつて、 が彼自身に課し、そして必 本來この住居區域狹義 ※の土

以て、一先づここに擱筆したいと思ふ。 當であると思ふ。 つた結論をそこから引き出すことも、 筆者は遠からざる時期に於て再び屋敷地殊に領主の屋敷地についての研究を發表したいとの希望を 假令それが大體に於ては豫想せられてをるとはいへ、差當つて遠慮すべきが適 にはその土地所有に關する關係を全體的統一的な姿に於て描くといふ目的もこれを到達し難く、從つて何等かまとま

差當り當座丈の解答をこれに與へる餘裕すらも今はない。從つて吾々が當初豫期した獨逸村落內部の法制的關係、

o° OAbeschreibung Riedlingen. S. 325 參照°

註二 前掲 K. A. Eckhardt の Ernst に對する Besprechung 参照。

(昭七、三、二八)